

論 説

橋樑の中国論——1920年代を中心に

萩 原 稔

【目次】

- 一 はじめに——橋樑の「方向転換」と中国・アジア
- 二 1920年代前半の橋樑——あるべき「中国国家」と日本の態度
 - 1 日本人の中国観に対する批判
 - 2 中国の「統一」をめぐる——その「あるべき姿」
 - 3 「国際管理」への視線——内藤湖南との比較
 - 4 孫文の「民族主義」をめぐる——「大亜細亜主義」と不平等条約
- 三 1920年代後半の橋樑——中国革命の進展と日本の役割
 - 1 「対等主義」の提唱——5・30事件を契機として
 - 2 「対等主義」の実践——権益の見直しと不平等条約の改正
 - 3 中国情勢への日本の関与をめぐる
 - 4 統一中国の成立と国民革命への不満——「方向転換」へ
- 四 おわりに——「方向転換」後の「変説」と「継続」

一 はじめに——橋樑の「方向転換」と中国・アジア

近代において、日本は中国にいかに向き合うべきだったのか。そして、日本は中国を含めた「アジア」といかなる関係を築くべきだったのか。——このような「問い」は、すでに語りつくされてきている感がある。しかし、これは現代にも形を変えながら継続している課題であることも、また間違いない。

近代日本、そして近代中国の政治思想に関する多大な研究業績を残している野村浩一は、上記で示した近代日本と中国をめぐる問題＝「中国問題」について、次のように述べている。

近代日本にとって、およそ中国問題とは、すべての人々のうえにひとしく蔽いかぶさっていたほとんど運命的な問題である。いまさらくり返すまでもなく、そこから「脱亜入欧」論が生まれ、また「アジア主義」が生み出された。中国問題は、近代日本の現実と理念、インタレストとイデオロギが陰に陽に交錯し、せめぎ合う場であり、同時にまたその葛藤がただちに日本へとはね返ってくる場でもあった。政治から経済、社会、文化、思想に至るまで、近代日本はこの衝迫を決してまぬかれえなかったとい¹⁾っていい。

この文章は、20世紀末以降の日本で、中国に関係してさまざまに論じられてきた主張——その例として、「東アジア協同体」論や「中国脅威」論など——を念頭に置けば、現代の我々にも大きな示唆を与えるものであろう。また、広く「アジア」という問題を考えるうえで、「中国」という存在を抜きにして語ることが困難であることも、この文章からうかがえるだろう。戦前日本の「アジア主義」——この定義はさまざまであるが、とりあえず「西洋列強との関係のなかで、それと対抗するために日本も含めた『アジア』という枠組みを設定し、そのなかにおける連帯を強調する試み」としておく——においても、わずかな例外を除けば、中国との提携——実質的には「従属」させることも含むのだが——を否定するものはなかつた²⁾。また、この「アジア主義」と対立するものとしてとらえられることの多い、福沢諭吉のいわゆ

1) 野村浩一「橘樸——アジア主義の彷徨」、同『近代日本の中国認識——アジアへの航跡』（研文出版、1981年）所収、209頁。

2) 拙稿「アジア（亜細亜）」、米原謙編『「まつりごと」から「市民」まで（政治概念の歴史的展開 第十巻）』（晃洋書房、2017年）所収、164頁を参照のこと。

る「脱亜論」(1885年)において、日本が「脱」すべきと論じられた「アジア」が、特に中国(清王朝)を念頭に置いたものであったということも、その裏返しといえる。

いずれにせよ、近代以降の日本において、数多くの知識人が「中国問題」に向き合い、それを「日本」の問題として、かつまた「アジア」全体の問題としても論じたわけであるが、そのなかで野村が「中国からのインパクトを最も自覚的に取り上げ、吸収し昇華しようと試みた人物³⁾」と評したのが、明治末期から昭和戦前期にかけ、中国大陸を舞台にジャーナリストとして活躍し、かつ中国社会についての研究者としても知られた橋樑(1881~1945)であった⁴⁾。

橋の経歴を簡単に記しておこう。1881年、大分に生まれた橋は、1905年に札幌の『北海タイムス』の記者となり、その翌年に大連の『遼東新報』に入社、これ以後は活動の拠点を大陸に置く。1913年から北京、1920年に済南へ移り、1922年には天津の『京津日日新聞』の主筆となってジャーナリストとしての地位を確立した。同時に中国社会についての研究を深め、中国の知識人とも親交を結び、魯迅からは「あの人は僕たちよりも中国のことをよく知っている」と評された。1923年に関東州に移り、翌年に大連で『月刊支那

3) 野村、前掲「橋樑——アジア主義の彷徨」209頁。

4) 橋についての主要な先行研究として、前掲の野村の論説のほか、山本秀夫『橋樑』(中央公論社、1977年)、山本秀夫編『橋樑と中国』(勁草書房、1990年)、酒井哲哉「アナキズムの想像力と国際秩序——橋樑の場合」、酒井「近代日本の国際秩序論」(岩波書店、2007年)所収、福井紳一「橋樑と満鉄調査部事件・合作社事件の思想的背景——『左翼アジア主義』の形成——」、小林秀雄・福井紳一「論戦「満洲国」・満鉄調査部事件——学問的論争の深まりを期して」(彩流社、2011年)所収、山室信一「橋樑——日中そしてアジアと世界のありうべき途を求めて」、『講座東アジアの知識人4 戦争と向き合って』(有志舎、2014年)所収、何鵬拳「階級闘争と王道——橋樑における近代中国の創出」、何『政道と政体——近代日本における中国観察』(勁草書房、2016年)所収、などがある。その著述については、『橋樑——略伝と著作目録』(アジア経済研究所、1972年)を参照したが、山室信一によれば、これに未収録の論文も多いとのことである(前掲「橋樑」305頁)。なお、橋は本名のほか、「朴庵」「林右近」「一記者」などのペンネームを用いているが、本稿では橋の著述に関してその執筆者の名義を省略する。

研究』を創刊。1925年には南満洲鉄道⁶⁾(満鉄)の囑託となる。1931年の満洲事変に際しては、その首謀者である関東軍の石原莞爾・板垣征四郎らと面会し、これを「アジア解放の礎石」であると認識したうえで、「間接には祖国(=日本)の改造を期待」し、「真にアジア解放の原動力たり得る如き理想国家を建設するやうな勢を誘導する意図を抱くもの」だとしてこれを支持した⁷⁾。そして、自身が主宰する雑誌『満洲評論』において、農村を基盤とした「分権的自治国家」という「満洲国」の理想像を唱え、それとともに「アジア」解放の前提条件として日本の「国家改造」の必要性を説き、『職域奉公論』(1942年)などの著作を執筆、日本の翼賛運動にも協力した。しかし、その意見は「満洲国」においても次第に顧みられなくなり、終戦直後に病死した。

このような経歴を見たときに、その思想家としての生涯における大きな断層として注目されるのは、やはり満洲事変への支持であろう。中国への、そして中国ナショナリズムへの理解者とされていた橋が、日本による軍事的な侵略を支持したことについては、これまでもさまざまに議論されてきた。橋自身はこれを「方向転換」と称し、友人からは「右傾」ともとらえられたが、自身としては「私の思想の一步前進」であった、と回想している⁸⁾。これをふまえて久野収は自由主義・民主主義の限界という時代状況のなかで「方向転換」を余儀なくされた「最もまじめな超国家主義者」だった、という評価を橋に与えている⁹⁾。また山室信一は、関東軍によって主導された現実の「満洲国」が橋の期待したような方向には進まなかったことをふまえて、「橋はその出発点において立脚すべき場所を違え、同行すべからざる者と行をと

5) 魯迅と親交のあった増田渉の回想による。増田『魯迅の印象』(大日本雄弁会講談社、1948年)36頁。

6) 以下、本稿では引用文を除き、「満洲」の表記で統一する。

7) 「私の方向転換」、『満洲評論』第7巻第6号(1934年8月)所収、33頁。

8) 同、32頁。

9) 久野収「日本の超国家主義——昭和維新の思想」、久野・鶴見俊輔編『現代日本の思想』岩波新書、1959年)所収、170頁。

もにし」たのではないか、と評している。¹⁰⁾

そして、橋の「アジア主義」的な思想傾向についても、この「方向転換」と連動して生み出されたものだという見方もなされている。子安宣邦は、「日本の変革を中国の変革と、そしてアジア諸民族の変革と同時的に、あるいは連動的に考えようとする」という自らの「アジア主義」の定義¹¹⁾にもとづき、「方向転換」によって橋がそれまでの「中国主義」者から「アジア主義」者へと変わったと論じている。これは橋が、満洲事変を契機として、中国だけでなく、「アジア」全体——ここには日本も含む——の変革を視野に入れて、自らの議論を展開するようになったという意味である。¹²⁾

また、筑摩書房から刊行された『現代日本思想大系』シリーズの一つとして、1963年に『アジア主義』を編纂した竹内好は、次のように橋について語っている。

実は昨年『アジア主義』という本を編纂いたしました。……満州事変あるいは満州国の頃に橋先生の文章を入れたいと思ひまして、ずい分昔の本を読み直し、また判沢さん（=判沢弘。橋に関する論文を『朝日ジャーナル』に掲載）に『満州評論』を何冊もお借りして読んでみましたが、橋先生の面目が出ている文章を一篇だけ選ぶことができませんでした。どの論文も完成度が低くて、あまりに流動的である。結局、人間の方が大きくて、文章がそれを包括していない。橋先生という方は大きな野心を抱いておられたが、ついにそれを何分の一も表現しないで終られたのぢやないか、という感を深くしました。¹³⁾

10) 山室信一『キメラ——満洲国の肖像（増補版）』（中公新書、2004年）118頁。

11) 子安宣邦『日本人は中国をどう語ってきたか』（青土社、2012年）120頁。なお、子安は同書で北一輝を扱った箇所でもこれと同じ定義を示しているが、最後の部分は「…連動的に考え、活動する者の立場」となっている（17頁、引用文中の傍点は萩原、以下注記なき限り同じ）。

12) 同、117～121頁を参照。

このような竹内の橘評価の妥当性はここでは論じない¹⁴⁾が、竹内が満洲事変以降の時期に橘の「アジア主義」の特質があると考えていたことは、子安と同様である。もっとも、竹内は子安とは違い、「アジア主義」については「ある実質的内容をそなえた、客観的に限定できる思想ではなくて、一つの傾向性ともいうべきものである」とし、「右翼なら右翼、左翼なら左翼のなかに、アジア主義的なものと非アジア主義的なものを類別できる、というだけである」と「暫定的に」定義するにとどめている¹⁵⁾。実際に、子安の「アジア主義」の定義自体は興味深いものの、それはあくまで「アジアの連帯」を唱えた思想家の一部に限定されるため、その枠から外れたものは「アジア主義」者ではないとまで言い切ることは難しいだろう。

ともあれ、橘は「満洲新国家建国大綱私案」（1932年1月）において、「満洲」に設立されるべき国家の方向性を論じ、「日本改造の原動力」（1933年8月）及び「独裁政党論（上・下）」（同年8月及び9月）などの論説で、日本の「国家改造」とそれを端緒とする「アジア」諸地域の連合という議論を展開している。橘は、「満洲国」という新たな国家を自らの理想に合致するものとして成長させ、これを日本と中国をつなぐ媒介とすることを目指し、さらには「アジア」の連帯をも視野に入れたのである¹⁶⁾。

-
- 13) 1964年5月に行なわれた「橘樸追悼会」におけるスピーチ。「橘樸の日本思想史上の位置」、『楠』10号（1977年9月）45頁。カッコ内は萩原による注釈、以下注記なき限り同じ。この竹内の文章は、山本秀夫編『甦る橘樸』（龍溪書舎、1981年）7～10頁にも所収されている。ちなみに『楠』は、橘の友人の妻であり、橘と交友のあった宿南八重の個人雑誌であると同時に、「橘樸を考える会」の機関誌として、1974年5月から1979年7月までの間に全14号が刊行され、橘樸著作集刊行委員会編『橘樸著作集』（全3巻、勁草書房、1966年）に収録されていない橘の著述や関連資料を掲載していた。
- 14) 竹内は『アジア主義』を編纂している時期（1963年5月）の日記で、『満洲評論』の橘の論稿を読んだ感想として「理論的骨格が弱い。状況的発言が多くて、理論化は未完成だ。といって非理論に徹底しているわけでもない。橘にはどこか中途ハンパなところがある」と述べており、これも先のスピーチの内容と符合する。『竹内好全集』第16巻（筑摩書房、1981年）所収、388頁。
- 15) 竹内好「アジア主義の展望」（おちに「日本のアジア主義」と改題）、竹内編『アジア主義（現代日本思想大系9）』（筑摩書房、1963年）12頁。

それでは、満洲事変以前の橋は、中国、さらには「アジア」をめぐる、日本がどのように行動すべきだと考えていたのだろうか。子安宣邦は、満洲事変以前の橋のスタンスについて、「中国よりも現実の帝国主義的国家日本との距離の方が、実感的にはるかに大きかったに違いない。彼は中国を現場にした言論活動において〈日本〉に荷担することはなかつた¹⁷⁾と断言しているが、それは橋が「帝国主義」を採用していた現実の日本政府も含めて、日本に一切の「期待」をかけていなかったことを意味するわけではないだろう。その点を意識して、本稿では1920年代——より正確に言えば、第三革命による袁世凱の失脚（1916年）から満洲事変直前（1931年）までとなる——の橋樑の日中関係に関する著述を中心にとりあげ、現実の中国の情勢をどのように見ていたのか、またそれに対する日本の役割をどのように位置づけていたのかを検討し、1930年代以降の橋の議論とのつながりを考える手掛かりとしていきたい。

二 1920年代前半の橋樑——あるべき「中国国家」と日本の態度

1 日本人の中国観に対する批判

橋の中国認識を如実に示すものとしてしばしばとりあげられるのは、1924年12月、大連で彼が発刊した『月刊支那研究』の創刊号に掲載された、「支那を識るの途」という論説である。このなかで橋は、当時の日本人の中国観を以下のように批判している。

日本人一般の支那に関して持つ所の智識は貧弱である。一層悪いことには其内容の殆んど凡てが根柢から誤つて居る。……彼等の没常識の最

16) 満洲事変以後の橋の構想については、山室、前掲『キメラ——満洲国の肖像（増補版）』108～118頁を参照して整理した。

17) 子安、前掲『日本人は中国をどう語ってきたか』117頁。

も顕著なる実例三ヶ条を次に掲げよう。

- 一、日本人は一般に支那に対して先進者であると云ふことを無反省に自惚れて居る。
- 二、日本人は支那を儒教の国であると思ひ込むで居る。
- 三、右の誤信とは一見矛盾する様であるが日本人は支那人を道徳的情操の殆んど全く欠乏した民族であるかの如く考へて居る¹⁸⁾。

この第一点に関連し、橘はひとつのエピソードを紹介している。橘と同じ列車に乗り合わせた日本人実業家が、車窓から中国の広大な耕作地を眺めながら、日本の進歩した農耕法によって中国の生産力を増強すれば中国は恐ろしい国になる、と語ったのに対し、橘は中国における農耕技術や農産物に対する経済組織の発達などを指摘し、「日本農民の様な融通の利かぬ生産者を移し其幼稚な、極度に単純な技術及び経済能力で支那人と競争させたならば、縦令如何なる保護を加へたとて三年と経たぬ間に消えて無くなるに相違ない¹⁹⁾」と述べ、相手の、つまり日本人の「自惚れ」を完膚なきまでに破碎した、というものである。このような日本農民に対する低評価に関しては、のちに橘が積極的にかかわることになる「満洲国」に多くの日本農民が移住したことを考えれば、いささか歴史の皮肉を感じさせるが、少なくとも「日本が支那に対して先進国であると正当に主張し得る範囲は極めて狭い²⁰⁾」と橘がはっきり言い切っていることは注目される。また第二点については、儒教以上に道教が与える中国社会への影響こそ重視されるべきものであること、第三点については日本人が自身の道徳感情の基準に固執する弊害を指摘し、功利的にみえる中国人の態度に彼らなりの道徳が存在することを認識して彼らに接するべきであることが説明されている。

18) 橘「支那を識るの途」、『月刊支那研究』第1巻第1号（1924年1月）所収、7頁。

19) 同、9頁。

20) 同上。

橋がこのように日本人の中国認識の「誤り」を指摘した背景には、同時代の日本における中国論に、中国に関する十分な知識を与えるに足るようなものが少ない、という不満があった。その対象になるのは「支那通」と呼ばれる、いわゆる中国専門家を自称、もしくは他者からそのようにみなされた人々である。橋は、的確な予見が困難であるはずの中国の内乱の帰趨などの政治的な現象について、いわゆる「支那通」の多くが「非科学的」に「預言」を振りまいているとして、「彼等の持つ支那智識そのものが凡て断片的であつて其の間に何等の統一又は連絡なく……聴者の頭で適当に取捨及び統一を与へぬ限り殆んど実際の役に立たぬ²¹⁾」と断じている。

もっとも、橋も中国に渡った当初は、中国の政治的な現象に対する関心を強く持っていたことは、のちに「日露戦争の際に彼（＝孫文）が同盟会といふものを東京に組織したその時代からのファン」だ、と語っていること²²⁾や、「支那問題にジャーナリストとしての半生を捧げたいつもりで、辛亥革命の当時、北京に入り込んだ」と回想していることから²³⁾もわかる。また、『月刊支那研究』の創刊号の「時評数則」という文章では、辛亥革命後の時期の中国の政局、とりわけ袁世凱の動向に注目していたことを振り返っており、その背景には「古い伝統に捉はれて政治が何か此の雄大な民族の生活に寄与する可能性を持つものだと云ふ風に買ひ被つて居た」という心理があったと告白している²⁴⁾。しかし、第三革命（1916年）による袁世凱の失脚と死などを経て、橋の関心は次第に政治現象から離れ、別の方面へと移っていく。山本秀夫は、これを「橋の中国研究の方法論が自覚的に形成され、表面的な政治現象の底に横たわる社会組織と民衆の生活そのものが研究の主要な対象となっ

21) 同、2～3頁。

22) 橋「南京政権論」、同『支那建設論』（大陸新報社、1944年）所収、151頁。これは前年の講演「孫文綱領の東洋的性格」をもとにしたものである。

23) 「東洋の社会構成と日支の将来（検討会）」、『中央公論』55年7号（1940年7月）所収、48～49頁。

24) 「時評数則」、『月刊支那研究』第1巻第1号所収、157～158頁。

た²⁵⁾と評しているが、そのことはこののちの実際の橘の行動からもうかがえる。橘は、第三革命後の二年間にわたり、税制を中心とする行政が民衆の実生活に与える影響を調べ、あわせて中国の小説に目を通し、中国の社会構造についての理解を深めていき、その研究成果をもとに、1917年4月に北京で『支那研究資料』を刊行した²⁶⁾。これは雑誌の形態をとりつつ、その内容は中華民国の行政資料を紹介し、広範な分野にわたるさまざまな文献を収録するというものであり、中国社会の実情を知るうえで不可欠な資料が網羅されている。さらに、有賀長雄の「支那正観」など、当時の著名な学者による中国論を掲載することで、中国在住の日本人に、中国に関する知識を深めるための材料を幅広く提供した。このような特徴ある雑誌を刊行するにあたって示された趣意書の一節を、以下に掲げておこう。

東亜の幸福は日支の親善を策するより急なるはなく、日支の親善は両国の事情を明にするより急なるはなし。今や日支両国の親善異常を加へ、支那に関する著書誌類の公刊少なからざるも、真摯精緻の研究に於て欲くる所あるは遺憾とする所なり。抑支那の制度事物は頗る複雑錯綜して、多年潜心専念の研究者と雖も猶ほ望洋の歎あるを免がれず。況んや咄嗟^{そうほう}愚忙 (= 匆忙。あわただしい) の考査を以て断片的に発表するに於てをや、其の缺漏多きこと推して知るべし。余等之を憂ふること久し。今や日支の国民的結合新に成り、経済的提携に先づ発展せんとする機運に乗じて研究資料の発刊を企つ、豈に無益の業ならんや²⁷⁾。

「今や日支両国の親善異常を加へ」というのは、1915年1月の21か条要求などによる日中間の軋轢を意識したものであろう。そして日本における中国

25) 山本、前掲『橘樸』35～36頁。

26) これについては、山本秀夫「『支那研究資料』解題」、『支那研究資料』全5巻（復刻版、龍溪書舎、1979年）の第1巻所収、に詳しい紹介がある。

を十分に理解しているとは考えていなかった。そもそも橘に言わせれば、日本人の誤った優越感、つまりは中国に対する侮蔑感は、西洋諸国の影響によって浸透したものであった。

此の種の誤解は日本人よりも西洋人の方が一層甚だしいのであり、日本人は日清戦争以後如此き態度を西洋人から学むだものとも云へるのであるが、然し西洋人が誤つて居るから日本人の誤りが許されると云ふ訳には行かぬであらう³⁰⁾。

この文章から読み取れるのは、他地域に対する自身の「優位」を信じて疑わない近代西洋への批判であり、かつそれに追隨する日本への批判である。そしてそこから導かれるのは、当時の日本が、そして西洋が、はたして中国よりも進んでいるといえるのか、という疑問であった。これについては、同様の疑問を持っていた内藤湖南の議論に対する橘の見解をふまえつつ、のちに論じることにする。

2 中国の「統一」をめぐる——その「あるべき姿」

ただ、ここで注目しておきたいのは、先にも触れた『月刊支那研究』創刊号の「時評数則」である。橘は第三革命とその終局を目にして、以下のような意識が生まれたと告白している。

時局の主人公たる袁世凱の死によつて此の大芝居があつけなく大団円をつげた有様を見せつけられて、支那の所謂政治の如何に馬鹿々々しいものであるかと云ふ其本質を悟り得た次第である。政治学で言ふ政治の概

29) 橘は西洋における中国社会に関する「科学的研究」の成果を「今日迄の業績でも決して無視することの出来ぬもの」だと述べている。同、3頁。

30) 同、8頁。

念とは全くかけはなれた政治が支那では二千年以来根気よく続けられて直ちに今日に及んで居るのであるが、此の「政治」を根底から踏みつぶして了ふことこそ支那の改造の根本要件であると云ふ考が臆気ながらも袁の死と相前後して記者（＝橋）の頭の中に芽生へて来たのである。³¹⁾

そして二年をかけて考察を深め、次のような結論に至ったと述べている。

記者（＝橋）は支那の伝統政治が支那に特有な社会組織の上に行はれて居るものであり、而して此の如き社会組織からは必然に此くの如き政治の発生するものであること従つて支那の政治を我々の政治学から教へられたやうな性質のものに鑄直す為には其社会組織を改造してかゝる外ないのだと云ふ結論に到着（＝到着）した。³²⁾

ここで二回にわたって言及されている「政治学」——後段では「我々の」という修飾語もかかっているが——は、橋が日本の学校教育で学んだ、西洋からもたらされた「政治学」を指すことは言うまでもないだろう。中国の現状は、自分たちが教わった「政治学」とは異なる性質の「政治」が行われている、ということである。ここから橋は、表面的な政治の現象、すなわち軍閥の動向といったものから離れ、中国の社会現象への興味を深めていったのである。そのなかで、「支那の伝統政治」は、橋の目にどのように映ったのか。そして、それを生み出す「支那に特有な社会組織」とはいかなるものなのか。

社会現象として政治を取扱ふことになるとそれは支配階級の専売品であり、被支配階級は之に対して恐怖及び反感以外に何等の関心を持つこと

31) 前掲「時評数則」158頁。

32) 同、161頁。引用文の最後の句点は萩原が補った。

が出来ず、又実際に於ても政治は支配階級の被支配階級に対する搾取と³³⁾ 圧迫の手段たる以外に何の意味をも持たぬものである。

この状況は清王朝の崩壊後も変わらず、軍閥抗争の激化とも相まって、中国の民衆は政治と距離を置き、関心を持つことはない。かような「政治と民衆との乖離」が中国社会の特質である、という橘の考えは、同じ年に書かれた別の文章でも、「政治は民衆にとつて全く無用の仕事である。……無用有害には相違ないが而も不可避的の災難であるとして納得して居る訳である。政治を洪水や早魃や流行病と同性質なもの位に考へて居る³⁴⁾」、と記されている。辛亥革命後の混迷する中国の状況を実見した橘が、このような中国の状況を決して放置できるものではない、と感じたことは、以下の文章からもうかがえよう。

然らば支那は其の乱れた儘に放任して置く外無いかと云ふに決して其様な事はない。抑々国家は読んで字の如く当然に統一せられ且つ其の国民は平和な生活を営み得べきものでなくてはならない。³⁵⁾

「政治」は単なる「支配階級の専売品」ではなく、被支配者たる国民に「平和な生活」を保障するものである。この原則——まさに「我々の政治学」の知見に基づく原則は、中国においても適用されなければならない。そのためにも、上記のような社会構造を変革する社会革命が必要であり、そして「統一」された国家の実現が不可欠なのである。

とはいっても、彼は軍閥による武力統一には真っ向から反対する。彼はこれより以前の論説でも、「不幸にして支那は武力統一の手段によつて安定状

33) 同上。

34) 「支那民族の政治思想」(1924年1月)、橘『支那思想研究』(日本評論社、1936年)所収、13頁。

35) 前掲「時評数則」167頁。引用文の最後の句点は萩原が補った。

態を生み出すべく余りに歴大」だという認識を示していたが、³⁶⁾「時評数則」ではたとえ武力統一が一時的に成功しても、結局は反対勢力の台頭を抑えることができないのは袁世凱の例で証明されており、その意味で日本が段祺瑞を、あるいは英米両国が呉佩孚を支援したのは明確な失敗だと断定している。日本も含めた外国が特定の有力者を支援することがかえって中国の人々から大きな反発を呼び、悪影響しかもたらさない以上、「軍閥に抛る支那統一の絶対に見込無き事」、「外国は決して或る軍閥を援助すべからず事」、³⁷⁾という結論に達するのは必定であった。

さらに、橘は「ファン」だった孫文に対しても、「彼が政治家を気取つてよけいな苦勞をするのは……自らを知らざるの甚しきもの」と、政治指導者としての資質を否定的に論じている。³⁸⁾このような孫文への低評価は、この前後の時期の橘の文章において、以下のように頻繁にみられるものである。

孫氏にして若し真に所謂民生主義の完成を希ふならば即時に今の地位を捨てて民衆に直接せねばならぬ筈である。³⁹⁾

広東に行ってからの孫文氏（=1917年の広州軍政府の創設を指す）は私の予想して居た通り全然所謂軍閥と同じ態度を採つて居る。……全然軍閥と同じ有害な存在であると見て居る。⁴⁰⁾

彼（=孫文）は広東政府の首領としてデモクラシーを高唱し来つたので

36) 「支那統一論（六）」、『京津日日新聞』1922年5月13日付、山田辰雄・家近亮子・浜口裕子編『橘樸 翻刻と研究——『京津日日新聞』——』（慶應義塾大学出版会、2005年）所収、21頁。

37) 前掲「時評数則」167頁。このような主張は、これ以前の文章でも見られ、「私は今日の軍人及政客を目してエキスプロイター（=搾取者）であると同時に支那統一の途上に横はる障害物だと言ふ。……然るに外国人は支那人中の或特定の個人又は団体を選みそれを援助して力づくの統一を遂げさせやうとする」として、このようなやり方を「飛んでもない謬論」だと断じている。前掲「支那統一論（六）」21頁。

38) 前掲「時評数則」159頁。

あるが、彼自ら軍閥の上に立脚して、呉佩孚氏が北支那の人民を苦しめ張作霖氏が東三省の人民を苦しめたと全く同じ意味及び程度に於て広東省の人民を苦しめて居たこと気付かずに居るらしい。⁴¹⁾

橋は、「思想家として言論家として、労働者や青年の音頭取りとして社会に立つたならば彼（＝孫文）は洵に恐るべく、従つて今日の支那にとり最も有意義な人物として尊重せらるゝに相違ない」と述べてはいるものの、現実の政治的な行動においては、孫文も他の軍閥勢力と同様、民衆と乖離した存在だとみなしていたのである。⁴³⁾

孫文も含め、特定の実力者に中国の統一を期待することは、所詮は短期的にしか実現しえない「目前の統一」を望むことにすぎないというのであれば、では中国の「永久の統一」はどのようにして実現されるのか。それは、政治と民衆の乖離という現実の社会構造の「改造」によってなされる。つまり中国の長い歴史において、政治に背を向けてきた民衆、とりわけ一定の資産を持つ中産階級——そこには現時点で軍閥と利害を異にするととらえた

-
- 39) 「孫文の赤化」(1924年1月～2月に『京津日日新聞』執筆したものと推定)、山本編、前掲『橋樑と中国』所収、287頁。引用文の最後の句点は萩原が補った。
- 40) 「孫文と学生」、『京津日日新聞』1923年3月9日付、前掲『橋樑 翻刻と研究——『京津日日新聞』——』所収、272頁。
- 41) 「大革命家の最後の努力——孫文氏の東洋文化観及日本観」、『月刊支那研究』第1巻第4号(1925年3月)所収、150頁。
- 42) 前掲「時評数則」159頁。
- 43) 付記すると、1924年10月、孫文率いる広東政府軍と、広州の商団が組織した軍隊とが広州市街地で激戦を繰り広げ、多くの市民の犠牲を出した事件について、橋は「公平な批判として広州市街戦の責任の大部分が却て広東政府にあり、従つて孫文氏は広州市または広東省の民衆（「民衆」の誤記）に対して恐るべき罪過を犯したものであると断定し得ると思ふ」と述べ、市街戦が孫文の本意ではなかったという留保はつけつつも、孫文を厳しく非難している。「萬おぼえ帳・広東の市街戦」、『月刊支那研究』1巻3号(1925年2月)所収、182頁。1925年3月の孫文の死後、橋はその革命思想を高く評価するようになるが、一方で「孫文は革命に於ける政治及軍事行動の効果に対する迷信に久しい間とらわれて居た。……此の迷信は彼の晩年に到つて破れたが、併しそれも僅かに理智の範囲に止まり、情意的には其死に到る迄抜け切らなかつたものではないかと実は今以て疑つて居る」とも論じている。「蔣介石政権の解剖——所謂新軍閥の発生と其意義」、『満蒙』第8年第11号(1927年11月)所収、63～64頁。

「少数の地主貴族」も含まれる⁴⁴⁾——こそが社会革命の主体にならねばならぬ、という期待が語られる。橘は、中産階級が支配階級の搾取に対抗するために形成してきた同業団体、および同郷者で構成する団体——これらを橘は西洋のギルドと同様のものと措定する——が、近年の軍閥らの際限なき搾取や圧迫に対して、「舶来のデモクラシー思想」の影響のもと、省を単位とする「武装的自治」という形で対応していくという流れが生まれており、それが社会革命のひとつの契機となるのではないかと観察している⁴⁵⁾。もっとも、橘は中産階級が軍閥・官僚・政党などと比べて「支那統一者たる資格に於て遙かに勝れた条件を持って居ると信ずるのである」が、一方で「自力で軍閥即ち現在の支配階級を屈服せしめるだけの実力と自信とを欠いて居る」という現状も認識している⁴⁶⁾。橘はその状況を打開する方策を、次のように説く。

無産階級は何人も容易に想像し得る通りに今日の所未だに無力で国家を統一し得る能力も無ければ自信も無い。随つて我々は支那の中産階級が果して支那社会の支配階級として其の統一と平和とを保証し得べき資格を具へて居るか如何かと云ふ事を考察する必要を感ずる。此の考察の結果若し中産階級に夫れだけの資格があると云ふ事になれば外国は何の躊躇もなしに之を援助すべきであらう。更めて申す迄も無いが正しい援助は関係列国の道徳的義務にあらずして反つて其の経済的権利である⁴⁷⁾。

中産階級による新国家建設を促すには、外国、すなわち列強からの援助が

44) この点については、「民族革命から階級闘争へ——支那革命史論 其二」、『月刊支那研究』第1巻第2号（1925年1月）所収、271頁を参照。

45) 前掲「時評数則」162～163頁を参照。なお、この半年後の論説で、橘は中国の中産階級（「生産的プチ・ブルジョア」）が形成している「部分社会」を、家族及宗族団体、村落自治体、会所、帮及公所（公会、同業組合の連合団体、総合ギルド、商会及其連合体の七種に区分している。「支那人気質の階級別的考察 附 官僚の政治と中産階級の政治」、『月刊支那研究』2巻1号（1925年6月）所収、24頁。

46) 前掲「時評数則」168頁。

不可欠である、それが中国国民の幸福だけでなく、列強にとっても経済的な利益になるというわけである。むろん、「東亜の幸福」は日中の親善が不可欠であり、そのためには相互の理解が必要だ、という『支那研究資料』の言葉を想起すれば、橘が日本こそ率先して支援すべきだと考えていたことは間違いない。そしてそのような援助を「経済的権利」という言葉で示している点は、隣国であるがゆえに提携が可能だとする理念的な意見とは一線を画する、橘の現実的な姿勢を物語るものである。

中国の変革に日本が積極的にかかわるべきだとする姿勢は、排日運動に関する論説からもうかがえる。橘は中国の民衆による排日には一定の理由があると認識するが、それが行き過ぎて日本人の生命財産が危険にさらされても、中国の軍閥政府がそれを保護する条約上の義務を果たしていないことを憤り、かつ中国の民衆がその政府を信任していないことをふまえて、日本は明確に軍閥政府を否認すべきだとする。そしてその一環として、居留民の保護のために海軍の派遣をも検討すべきだとし、「日本は寧ろその荒ツポイ自由行動をとることによつて支那改造の先駆者と云ふ名誉ある地位を獲得し得ると信ずる」、「日本は一面に自由行動を取つて民衆の怨みを受ながらそれに頓着なく支那のブルジョア階級の自覚を促進し一面に列国を勧誘して一日も早く民衆的仮政府の実現するやう間断なく率先して革命の産婆役に立つ覚悟を決めて貰ひたい」と論じていた⁴⁸⁾。橘は、日本の軍事的な行動が一時的に中国の民衆の不満を喚起することを想定しつつ、最終的には彼らにとって利益となる「支那改造」が実現できる以上、日中関係は決して悪い方向には進まない、と予測していた。このような橘の考え方については、「一九二〇年代を通じて基本的には変わりがないと思われ、また後の満洲事変に対する対応を考えるうえでも重要と思われる」とも論じられているが、とりあえずこ

47) 同、167～168頁。

48) 「私の排日観（下）」、『京津日日新聞』1923年6月21日付（夕刊）、前掲『橘樸 翻刻と研究——『京津日日新聞』——』所収、576頁。

の分析については後に回すこととする。

3 「国際管理」への視線——内藤湖南との比較

「政治と民衆の乖離」という中国の社会構造を打破し、中産階級の指導の下に統一が実現されることを期待するとともに、日本がこの動きを支援することを望み、そのためにも日本と中国の相互理解が不可欠であると考えた橘にとって、対峙しなければならない存在の筆頭に置かれるのは、「支那を識るの途」でやり玉に挙げた「支那通」であった。

橘の「支那通」批判については、「橘が『支那通』を『非科学的』だとバカにしたのは、西洋の学問に通じない、あるいはその概念を使って立論しないからであった」という見方もあるが、それは本質的な部分ではないだろう⁵⁰⁾。橘にとって、「支那通」の多くは、軍閥に協力するものも、孫文ら革命派を支援するものも、いずれも特定の実力者による「目前の統一」を求め、希望的な観測に基づく「非科学的」な「預言」を垂れ流す存在でしかない。「彼らの言説が幅をきかせるようであれば、日本人の中国認識に多大な悪影響を与え、それがひいては中国との軋轢をも引き起こしかねないことを、橘は恐れたのである。

49) 浜口裕子・家近亮子「『京津日日新聞』の橘樸の論評」、前掲『橘樸 翻刻と研究——『京津日日新聞』——』所収、610頁。

50) 岡本隆司『近代日本の中国観——石橋湛山・内藤湖南から谷川道雄まで』（講談社、2018年）122頁。これに関連して、岡本は橘の中国における「ギルド」の解釈が、アメリカの中国学者のH. B. モースが西洋の「ギルド」概念に即して展開した議論に依拠したものであることを指摘し、このような姿勢は「日本における西洋式アカデミズムの確立と普及、その裏返し『支那通』離れ・軽視の高まりとも揆を一にしている」としたうえで、内藤湖南や矢野仁一らと比較して「中国の政治・社会を無前提、無媒介に日本や西洋と同一視したうえで対比する認識法」がみられる、と論じている。同、147頁。

この解釈が当たっているかどうかとは別に、当時の日本の「支那通」と呼ばれた人々が、「中国の政治・社会を無前提、無媒介に日本や西洋と同一視」していない、ということもないだろう。この点に関する考察は、「支那通」に関する大東文化大学国際比較政治研究所の研究プロジェクトに加わっている筆者の、今後の課題でもある。

このような「支那通」批判の論理は、中国に深くかかわっていた他の人物にも見られた。その一例として、東亜同文書院出身の僧侶で、1924年に中国事情を紹介する『支那時報』という雑誌を創刊し、さらに「満洲国」に協力して日満文化協会の理事になったという、ある意味では橘とも似通った面を持つ水野梅暁の言葉を紹介しておこう。⁵¹⁾

わが国の所謂「支那通」と称せらるゝ者の現状を見るに、その多くは徒らに大言壮語をことゝするけれども、その智識は新聞雑誌より得たる断片的なる情報程度のものであって、確乎たる学問的の根柢がないから、その為す所も、或は政治家の顧使に甘んじ、或は軍閥の走り使いを勤めて、糊口の資を稼いでいる状態である。若し貴君が中国研究を以て終生の事業とするならば、かゝる浮薄なる支那浪人的態度を做うことなく、先ず中国古典の研究と、中国語の学習という、中国研究者としての基礎的な素養を身に付けることに努力しなければならぬ。⁵⁰⁾

水野が重視した「学問的の根柢」は、西洋の学問や概念ではなく、中国に関する知識であり、それが「支那通」にはないことが問題だというわけである。中国に対する該博な知識を身に付けていた橘も、同じように「支那通」を見ていたのではないだろうか。

そして、橘が「支那通」とともに強く意識していたのが、日本の「支那

51) 水野についての先行研究として、栗田尚弥『上海東亜同文書院——日中を架けんとした男たち』（新人物往来社、1993年）、柴田幹夫「水野梅暁と日満文化協会」、『仏教史研究』38号（2001年10月）所収、広中一成「日本の中国侵略と水野梅暁」、『愛知大学国際問題研究所紀要』146号（2015年11月）所収、などがある。また、水野の著書には、中国の有力者との面談を中心に中国情勢を分析した『支那の変局』（東方通信社調査部、1921年）をはじめ、自らが経営する支那時報社から刊行した『支那時報叢書』シリーズがある。

52) 田中清「水野梅暁師追憶記」、松田江畔編『水野梅暁追憶録』（私家版、1974年）所収、58頁。田中は1924年11月、水野が興した支那時報社の社員となる際に、水野からこのように諭されたと同想している。

学」の学者たちであった。日本は東アジアにおいて近代国家をいち早く作り上げた「先進」国であり、それに失敗した中国は「後進」国である、という図式は、「支那学」においてもいわゆる「支那非国論」という形で、これを盛んに論じる動きがみられた。⁵³⁾他方で橋と同様に、西洋や日本と比べ、中国ははたして「遅れて」いるのか、という疑問を持つ「支那学」者も存在した。当時の「支那学」の第一人者であった内藤湖南はその代表的な人物である。⁵⁴⁾彼が1924年に刊行した著書『新支那論』の一節を引用しておこう。

大体人類が造り出した仕事の中で、政治軍事などの仕事は、最も低級なものであるが、日本が今政治軍事に於て全盛を極めて居るのは、国民の年齢として尚ほ幼稚な時代にあるからである。支那の如く長い民族生活を送つて、長い文化を持つた国は、軍事政治等にはだんだん興味を失つて、芸術に益々傾くのが当然の事である。……日本とか欧米諸国などの如き、其の民族生活に於て、支那より自から進歩して居るなどと考へるのは、大なる間違の沙汰である。⁵⁵⁾

このように、日本や西洋諸国は、悠久な文化を有する中国に比べて「幼稚」である、にもかかわらず、日本人や西洋人が自分たちは中国よりも進んでいると考えるのは大きな誤解である、というのが内藤の意見である。ただし、このゆえに内藤は、当時の中国が政治的な「国家」として成り立ち得る

53) その代表的な存在が、「満蒙蔵は支那本来の領土に非る論」(1922年1月)「中国は国に非る論」(同年4月)などを著した、京都帝国大学教授の矢野仁一である。矢野による一連の「支那非国論」は、自国の置かれた実情を中国人に理解させるためのものであり、中国人を近代国家建設へと誘導する——場合によっては日本がそれに積極的に干渉することも視野に入れる、という性格を有していた。矢野については、萩原稔「五・四運動以後の日本知識人の中国認識——矢野仁一と内藤湖南」、萩原稔・伊藤信哉編『近代日本の対外認識Ⅱ』(彩流社、2017年)所収、を参照のこと。

54) 以下、内藤の議論に関しては、萩原、前掲「五・四運動以後の日本知識人の中国認識」をもとに整理している。

55) 内藤湖南『新支那論』(1924年)、『内藤湖南全集』第5巻(筑摩書房、1972年)所収、528頁。

かどうか、という点には疑念を呈する。内藤は、『支那論』（1914年）などの著作で、地方の「郷団」——家族制度を軸とした自治団体——に基づく「郷団自治」によって中国社会の秩序が成り立っているという議論を構築したが、国家の政治に関しては、あくまで支配階級と被支配階級が画然と分離していたため、今もなお一般民衆は政治に対して無関心である。ただし中国がさらに大きく混乱し、その中から清末の曾国藩のような「天才」が生まれれば、「外国の政治を真似せずとも支那人は自国に必要で、自国に最も適当な新政治を編み出し得るかも知れない」が、その可能性はかなり低い⁵⁶⁾。よって内藤は、中国を安定させるには列強による「国際管理（共同管理）」⁵⁷⁾も一つの手段であると述べる。「支那は結局は政客のやかましい議論をさへ恐れなければ、共同管理にしようと、その他如何なる統治の仕方をしようとも、郷団自治をさへ破らなければ、支那全体の安全を破るといふことは無い筈である」とし⁵⁸⁾、その観点から、日本人の経済的な進出が中国の変革につながるとも説いていた⁵⁹⁾。このゆえに、内藤の議論に対しては、「中国社会に固有な性格の把握にとどまり、ここから近代主権国家の構成そのものを捉えなおそうとする志向性は極めて薄い。その結果湖南においては、社会の自律性を強調する郷団自治論は最終的には近代国家の逸脱形態としての『中国非国家論』に回収されていく」、⁶⁰⁾という否定的な評価もみられる。

橋は内藤の郷団自治論に対して、「私が中産階級の改造勢力としての運命

56) 同、519～520頁。

57) 国際管理（共同管理）論は、「中国を全般的もしくは部分的に、權益を有する諸国が共同で管理して中国に安定した政権ができるのを援助する」というものである。酒井一臣「大国による中国管理論」、酒井『近代日本外交とアジア太平洋秩序』（昭和堂、2009年）所収、162頁。ワシントン会議（1921～22年）の前後の時期に盛んに論じられたが、それ以後も国際連盟による関与も含めてしばしば議論の対象になった。これについては帯谷俊輔『国際連盟——国際機構の不変性と地域性』（東京大学出版会、2019年）などの研究がある。

58) 内藤、前掲『新支那論』503頁。なお、この3年前の論説で、内藤は「国際管理は実は真の支那人の支那を促す所以のものであつて、永久的に支那人を国際間の政治的被治者とするものではない」とも述べている。内藤「支那の共同管理論」（1921年12月）、前掲『内藤湖南全集』第5巻所収、156頁。

を重大視して居るのと大体に於て合致する⁶¹⁾と述べ、とりわけ他者からの抑圧に対する軍事的な自衛から郷団の団結が形成され、そのもとに秩序が生まれることを手掛かりとして国家の統一が可能になるという論理として、これを評価する⁶²⁾。また、「支那がこれから国民になるので、国民としての大事業はこれから出来る」という梁啓超の主張に対して、「誠に高遠な理想ではあるが、何処から着手してその高遠な理想が行はれるかといふ筋道は立つて居らぬ⁶³⁾」と内藤が述べている点について、橋は以下のように記している。

如何にも梁氏の云ふ通りに支那は未だ国家とならず其の人民はまだ国民にならないと云へなくもない。併しこゝで深く考へねばならぬことは、狭義の国家又は国民即ち欧羅巴や日本のやうな意味での国家又は国民組織と云ふものが、是非共凡ゆる民族の経過せねばならぬ道程であるかどうかと云ふことである。必然の道程ではないとしても最も望ましき組織であるかどうかと云ふことである⁶⁴⁾。

これは当時の日本に浸透していた「支那非国論」への批判であることは明らかだが、これに続けて、イギリスの哲学者、バートランド＝ラッセルの議論を紹介する形で以下のように述べる。

59) 内藤は「既に旧組織を革新した経験のある日本人が、其の経験によつて支那の経済組織の基礎からして立て直して行く必要があるので、日本人が支那改革に対する使命なるものは、即ち此処にあるのである」と述べている。前掲『新支那論』516頁。

60) 酒井哲哉、前掲「アナキズムの想像力と国際秩序」168頁。

61) 橋「支那は何うなるか——内藤虎次郎氏の新支那論を読む」、『月刊支那研究』第1巻第3号（1925年2月）所収、3頁。

62) 岸本美緒は、この両者の中間団体論について、「内藤も橋も、団体の内的結集力は、外敵からの防衛の必要に迫られるときに発動する、と見なしている。そして、そうした団体が小から大へと拡大し、全国大の結集が行われるとき、中国の民族国家が実現する」と述べている。岸本「中国中間団体論の系譜」、『岩波講座「帝国」日本の学知』第3巻（岩波書店、2006年）所収、266頁。

63) 内藤、前掲『新支那論』505頁。

約言すれば欧羅巴や日本に現はれた緊密な国家組織なるものは全く環境の生んだ一つの現象であり、支那に現はれた散漫な国家組織も亦欧羅巴や日本の諸民族とは非常に異なつた環境の下に自然に産み出されたところのひとつの現象である。⁶⁵⁾

この点をふまえ、中国は「政治」という比較的低級なものに力点を置くほど幼稚ではない、言い方を変えればあまりに老いている、という内藤の見方は「一層正しい」と橘は認めている。⁶⁶⁾つまりは強固な国民国家を形成し得た日本や西洋諸国を「進んだ」もの、そしてそれがなかなかうまく進まない中国を「劣った」ものとして単純化することへの違和感を、両者が共有していたことがわかる。

ただし、内藤が「それゆえに中国は自発的には国民国家となり得ないので、それを實現させるためには国際管理などの形で介入し、その後⁶⁷⁾に中国人の自覚を促す必要がある」と考えたのに対し、橘は「しかし一方で中国のなかにも、すでに国民国家へと移行しようとする動きがみられるため、それを外国が支援することが中国の安定につながる」と考えた、ということに、両者の大きな相違点がある。⁶⁷⁾以下の橘の言葉は、それを明確に示すものである。

我々は宋末及び近代の事実が雄弁に物語る如く、支那民族も亦その環境の変化に順応して一層緊密な国家組織を造らうと努力するものであることを見通がす訳には行かぬのである。⁶⁸⁾

64) 前掲「支那は何うなるか」7頁。

65) 同上。

66) 同、8頁。なお、橘は「内藤氏は梁啓超氏の考へを高遠の理想だと云って持ち上げた」、つまり内藤は梁に肯定的だと解釈している(同、7頁)が、「高遠の理想」という表現はむしろ内藤の皮肉であろう。中国が日本や西洋よりも進歩していると考えた内藤は、梁が中国を「随分大きな赤ん坊として支那を取扱つて居る」とも述べている。内藤、前掲『新支那論』504頁。

もっとも、内藤も中国において内発的な変革があり得ることを全否定しているわけではない。しかし、それが実現するためには、曾国藩のような「天才」が不可欠だと述べたように、内藤は強力な指導者の下にこそ統一された中国国家が実現し得ると考えていた。しかしこの点は、特定の實力者に中国統一を期待することを批判していた橘にとっては見逃せないものであり、「内藤氏の如き聡明な人でさへ矢張り英雄主義に捉はれて居るのかと驚かされる⁷⁰⁾」として、自らは中産階級への期待感を前面に打ち出し、彼らの参政権要求の拡大などを背景に、「中産階級者の議会主義的運動が英雄主義を必要とせず、専らデモクラテックの方法に伴ふて進みつゝあることは、私の特に説明を待たぬところであらう」と反駁したのである⁷¹⁾。

さらに、内藤が中国における「政治」の特質、すなわち支配階級と被支配階級が画然と分断されていると指摘している点については同意しつつ、それがはたして中国特有のものであるかは疑わしいとして、以下のように説く。

或る社会階級又は部分社会が時の支配階級に働きかけて所謂社会革命を起さうと決心する為には、仮令激しい圧迫がその直接動機となるとしても、一層深く且つ強い原因は反抗階級の充実した實力及びそれに対する

67) この相違点は、野村浩一がいうように、「(内藤が)『郷団自治さへ破らなければ』『共同管理』をはじめ『如何なる統治の仕方をしようとも』、『支那の安全』は保障される」というのとは逆に、(橘は)『中産階級』による『官僚——郷紳階級』の打倒の中でのみ、中国の未来を見定めている」という違いとなる。野村、前掲「橘樸」241頁。

68) 前掲「支那は何うなるか」8頁。「宋末」の「事実」について橘はここでは触れていないが、宋の時代に中国人（実際には漢族を意味する）の民族意識が一般社会にまで浸透し、さらにモンゴル族の中国本土の制圧によってそれがさらに深まった、とする解釈に基づくものであろう。これについては、「支那近時の民族運動及上海事件の思想的背景」、『月刊支那研究』第2巻第3号（1925年8月1日）所収、86～87頁を参照。

69) これに関連して、内藤はすでに5・4運動（1919年）後の段階で、かつては批判していた袁世凱のような「悪辣な人物」であっても、強権を発動できる人間でないと中国の統一は実現しないと述べている。内藤「支那の統一まで」（1920年1月）、前掲『内藤湖南全集』第5巻所収、130頁。

70) 前掲「支那は何うなるか」22頁。

71) 同、27頁。

自覚にある。之は東西の歴史が繰り返し吾人に教ゆるところであるのだから、民族性や社会組織やその凡ゆる環境の相違に関係なく、支那の今日の中産階級にも当然適用せらるべき原則でなくてはならぬ。⁷²⁾

西洋のデモクラシーも矢張り歴史進化の産物なのであり、支那の政治とても決して今日のまゝに凝固し停滞するものではなく、私共から見ると内藤氏の考へとは正反対に、支那の政治は欧羅巴のそれに比して一世紀か一世紀半程進化の度合が遅れて居る、換言すれば支那の政治は古い過ぎたところではなくして寧ろ若過ぎるのである。⁷³⁾

このような、「東西の歴史」に範を求め、普遍的な「デモクラシー」への進化を説くという議論を見ると、橘も「中国社会における変革への希望を、〈西洋化〉に範をとった進歩史観」に影響されていた、とする與那覇潤の指摘は当たってしよう。⁷⁴⁾ また、岡本隆司が指摘するように、橘の思考のなかに、中国が「遅れて」いるという考え方が見られることも確かであろう。⁷⁵⁾ ただ、與那覇も岡本も付記しているが、これらの特徴は、橘も、そして内藤も含めた当時の大半の日本人が有していたことは、あえて指摘するまでもない話である。重要なのは、橘も内藤も、中国の「政治」の現実においては「遅れ」があると考えてはいるが、しかしそれ以外の分野において、中国が西洋や日本に比べて「遅れて」いるとは考えていない、ということである。

さらにいえば、橘は政治面における中国の「遅れ」も、決して克服できないものだと考えていない。彼は進化論を基礎とする歴史観をもとに、「支

72) 同、21頁。

73) 同、29～30頁。

74) 與那覇潤「史学の黙示録——『新支那論』ノート」、山田智・黒川みどり編『内藤湖南とアジア認識』（勉誠出版、2013年）所収、194頁。ちなみに山本秀夫は、個人における自由の伸長を強調するという橘の自由主義の基盤に「進化論を基礎とする史観」が存在すると論じている。山本、前掲『橘樸』67頁。

75) 岡本、前掲『近代日本の中国観』122頁を参照。

那人のみが欧羅巴人や日本民族の社会進化の跡を追ひ得ないと軽断することは出来ない」と述べる⁷⁶⁾。この「遅れ」を克服するためには外国からの適度な支援が必要だと説いたわけであるが、その具体案として、内藤が肯定的にとらえていた中国の国際管理について、橋もまた一定の条件のもとにこれを是認していたことに触れておくべきだろう。

橋は、国際管理を唱える外国人が中国人の「自治能力の欠如」及び「道徳心の欠如」を強調して自らの主張を正当化する傾向があるのに対し、確かに現状の支配階級に対してはその評価は妥当ではあるものの、中産階級に関してはあてはまらないとして、以下のように述べる。

私も実は古い国際管理論者の一人である。但夫れには幾多の条件を伴ふ。先づ第一に支那の国際管理は支那民族を政治上の未成年者、或は遠からず快癒又は改悛の見込ある準禁治産者としてのみ取扱はる可きである。……外人の管理論は或は、支那を成年期迄生き延び得ない未成年か然らざれば政治上の禁治産者として取扱はうと考へて居ないと限らない。万一左様な野心を包蔵して居るとすれば私は遺憾乍ら自身の管理論を撤回する外無いのである⁷⁷⁾。

これに続けて、国際管理の範囲を財政に関する行政分野に厳格に限定すること、中国の商工業者を中心とした委員会に強い権限を与えて、列強の管理団と協働させること——橋はこの委員会を共同管理後の中国政治の中核をなす組織として想定している——、そして国際管理に関する条約において、その解除に関して厳格かつ詳細な規定を設けること、という条件を付したうえで、中国国民の許諾を受けて遂行すれば、「国際管理は支那に有益な結果を齎し得る事と思ふ」と述べる⁷⁸⁾。橋は中国の国権論者や、利己的な官僚からの

76) 前掲「支那人気質の階級別的考察 附 官僚の政治と中産階級の政治」52頁。

77) 同、18～19頁。

反対も想定しているが、「列国としては其利益を擁護し且増進する見地から、結局支那を国際管理の要求に聴従せしめる様に努めるに相違ない。随つて私は自身が国際管理論者である許りでなく、自然の趨勢も又慥に夫れの実現に向つて進みつゝあると推定せざるを得ぬ」、とする。⁷⁹⁾ 橋は、列強が自分たちの「利益を擁護」かつ「増進」するという思惑のもとに中国の国際管理を進めようとしていることを理解しつつ、その支援の下で「支那民族の単位社会即ち家族・村落共同体及び商工業ギルド」を基礎とした民族国家の建設が進められていくであろう、それが現実的な方向性だ、と考えたのである。⁸⁰⁾ つまり先にも言及した諸外国の「経済的権利」を、橋は決して否定してはいない。⁸¹⁾ 橋は「中国の未来への展望を、あくまでもこの国の内発的な動きの中に求めている」⁸²⁾ が、それは外国からの支援を拒絶するものではないし、またすべきでもないとみなしていた。中国人は自分たちで国家を形成し得る可能性があるからこそ、それを支援するために国際管理を条件付きで採用すべきという橋の発想は、いわゆる「支那非国論」に基づく国際管理容認論とは、まったく異なるものであった。

4 孫文の「民族主義」をめぐる——「大亜細亜主義」と不平等条約

このように、橋は中産階級を中核とした中国の内発的な変革を、外国、とりわけ日本が支援することによって「統一」された中国国家の実現を期待したわけであるが、ここでひとつ気になる点は、その「統一」されるべき「中

78) 同、19頁。

79) 同、20頁。

80) 同、52頁。

81) このような橋の国際管理肯定論について、中西勝彦は「対帝国主義の把握が楽天的であったともいえるし、逆に、中国統一化における帝国主義勢力の圧力を容易に払拭できるものではないという認識によるともいえる」と述べている。中西「中国国民革命の展開と橋樑（1）」、『大阪市立大学法学雑誌』第30巻第1号（1983年11月）所収、61頁。この両方の側面があったのは確かであろうが、それ以上に、中国革命の基軸となるべき中産階級の実力がまだ十分でないという認識に基づくものであろう。

82) 野村、前掲「橋樑——アジア主義の彷徨」242頁。

国」の範囲である。すなわち、その「領域」を、橋はどのようにとらえていたのだろうか。

1912年の中華民国建国時、清王朝の領域をそのまま新国家が継承し、かつその領域内に居住する諸民族（とりわけ漢族・満州族・モンゴル族・ウイグル族・チベット族）を一体の「国民」として位置づける「五族共和」論が公的に提起された。これに対しては、日本の知識人からもその実現可能性をめぐってさまざまな見解を示されたが、橋も『京津日日新聞』時代の1924年初頭に執筆した論説「孫文の赤化」でこのテーマについてとりあげている。このタイトルは孫文がソ連との提携、および第一次国共合作へと踏み切ったことを意識したものである。ただし、橋は孫文がボルシェビズムに傾斜したというわけではなく、その「対内的方法及び対外的態度が著しくソヴィエト露西亜のそれに類似して来たことを意味する」⁸³⁾とその「赤化」の意味を定義しており、それを跡付けるために、「中国国民党第一次全国代表大会宣言」（1924年1月31日）の草案（「党綱草案」⁸⁵⁾）などの資料を参照しつつ、新たな国民党、そして孫文の国内政策や対外政策を分析しようと試みたものであった。ただし、この記事は孫文の唱えた三民主義や五権憲法、そして革命方法についての考察を終えたところで中断し（全22回）、その続きは発見されておらず、執筆されたのかも不明である。

この論説で、橋は孫文の「民族主義」について以下のように言及してい

83) 「五族共和」論に対する日本の知識人の反応については、拙稿「近代日本における中国認識の一側面——辛亥革命期における『五族共和』論への関心を中心に」、武田知己・萩原稔編『大正・昭和期の日本政治と国際秩序——転換期における「未発の可能性」をめぐって』（思文閣出版、2014年）所収、を参照のこと。

84) 前掲「孫文の赤化」276頁。

85) これは宣言の前年の11月25日に国民党の臨時執行委員会の機関誌『国民党週刊』に発表され、さらに『嚮導日報』（同年12月12日付）、『民国日報』（1924年1月1日付）などにも掲載された。狭間直樹「『中国国民党第一次全国代表大会宣言』についての考察——国民革命の基軸たる国共合作の一側面」、狭間編『中国国民革命の研究』（京都大学人文科学研究所、1992年）所収、54頁を参照。橋はこのうち『民国日報』に掲載されたものを読んだと記している。前掲「孫文の赤化」275頁。

る。

抑々支那人として正義の観念に合致した民族主義を唱へるためには、最初から二つの方面に注意しなくてはならぬ。第一は対内的であり、第二は対外的である。⁸⁶⁾

「対内的民族主義」とは、複数の民族が一国家を構成するという状況のもとで、それぞれの民族の意志や行動は自由かつ独立したものであって、他民族の干渉を受けるべきではない、という原則を指す。上述の「中国国民党第一次全国代表大会宣言」では「国内各民族の自決権を承認し、帝国主義と軍閥に反対する革命が勝利したのちには、自由で統一された（各民族が自由に連合した）中華民国を組織すべきである」と表現されている。⁸⁷⁾「対外的民族主義」は、列強による帝国主義的侵略に対する抵抗を意味する。この二つの側面の結びつきを考慮しつつ、橋は次のように述べる。

支那は所謂五族共和の国であり、其の内部に漢族蒙古族満洲族西藏族及び回族（＝ウイグル族を指す）を包含して居る、然して此の五つの民族は自由に結合して中華民国なる国家を形成して居なければならぬ、国家内部で一つの民族が他の民族の自由を奪ひ其の意思を拘束して国家を形成して居るといふ事実が若しあつたならば、其の民族は自由及び独立の主張によつて第三民族に対抗する理論的根拠を失ふことになるであらう。⁸⁸⁾

86) 前掲「孫文の赤化」283頁。以下、この論説からの引用に際しては、適宜原文に句読点を補っている。

87) 「中国国民党第一次全国代表大会宣言（抄）」、坂本ひろ子責任編集『新編 原典中国近代思想史4 世界大戦と国民形成』（岩波書店、2010年）所収、283頁。カッコ内は原文。

88) 前掲「孫文の赤化」278頁。

これは、複数の民族によって構成される国家において、ある特定の民族が他の民族の自由な意志を抑圧している場合、抑圧した側の民族は、自分たちを圧迫する他者＝「第三民族」を批判する根拠を失う、という指摘である。これを中国に当てはめれば、漢族はイギリスなど西洋列強による中国侵略を批判しているが、チベット族が漢族によって自分たちの自由が奪われているとして、「中華民国」からの独立を求めた場合、漢族ははたしてイギリスを批判することができるだろうか、ということになる。

むろん、西洋列強による圧迫に対して孫文や国民党が憤慨することに橘は理解を示してはいる。しかし、「若し国民党が国内に於て他の四つの弱小民族を解放する覚悟を極め、其の具体的な政策を発表したとて列強に対し右様（＝列強の中国に対する圧迫への批判）の主張を提起したならば其の発言は理論上一層有力なものであつたらう」とも提起する⁸⁹⁾。これは現実にはそうになっていないことへの批判の裏返しであり、それゆえに橘は「漢民族の所謂五族共和の標榜は名儀（ママ）のみものに過ぎない⁹⁰⁾」と断言している。そのうえで、橘は「対内的民族主義」に関する処方箋を以下のような形で示す。

対内的民族主義には自ら二つの途がある。第一は漢民族が他の四民族と対等関係で結付くことである。第二は漢民族が其の実力を以て他の四民族を圧倒し又は捲込んで（満洲人に対して行つたやうに）仕舞ふことである、これを要するに孫文氏には国民党の所謂民族主義は其の対内的方面の考慮を欠いて居るやうに思ふ⁹¹⁾。

もっとも、第二の途に関しては橘が否定的であることはすでに見たとおりであるが、第一の途についても、漢族とそれ以外の諸民族の共存は、当時の

89) 同、280頁。

90) 同、283頁。

91) 同上。カッコ内は原文。この注記は、満洲族がすでに実質的に漢族に同化しているという橘の認識を示すものである。

状況からは難しいと考えていた。⁹²⁾ゆえにこの時点の橘は、上記の二つの処方箋とは別の途として、各民族が対等な関係で結合するという「五族共和」的な国民国家ではなく、周辺諸民族を切り離れた「漢族」（すでに同化したとみなした満州族も含む）国家の建設を目指すべきだと考えていたと思われる。⁹³⁾

このような漢族中心主義に対する橘の違和感は、孫文が最後の来日の際に神戸で行った「大アジア主義」講演（1924年11月）の分析にも示されている。⁹⁴⁾この講演は、道徳面で他者を心服させる東洋の「王道」と、武力に依拠して他者を従わせる西洋の「霸道」と対比し、日本にどちらにつくのかを問うたことで知られるが、そのなかで孫文は、清王朝が衰微した後もネパールが朝貢を続けて中国に臣従した、という例をあげて「王道」の優位を説いている。これに対し、橘は朝貢というシステムが他の国家や民族を一段低い地位に置くものであり、かつ中華王朝の力が強い場合には、武力を用いることに躊躇しなかったとして、孫文のいう「王道」外交の虚構性を指摘し、中国が「あらゆる国家及民族を一段低い地位に見下しつゝ、取扱つて来たもの」だと述べている。⁹⁵⁾国家を序列化し、「中華」の優位を強調するという、いわゆる華夷秩序の発想について、橘は決して肯定的ではなかった。さらに橘は、

92) 橘は、「西藏と外蒙古とは……漢民族に対して求心力よりも遥かに強大な遠心力が働いて居る」と、この二つの民族が漢族と親密な結合を結ぶことは困難である旨を記している。同、282頁。

93) なお、橘は外モンゴルの自立（ソ連の支援により1921年7月に人民政府が発足、1924年11月にモンゴル人民共和国となる）の動きに対し、「(モンゴル族には)漢民族に対して根深い民族的反感がある。民族的反感はこれを言い換えれば民族的自覚である。彼等は……漢民族の勢力から離れて独立しえ(=して?)民族的社会を形成する熱望に燃えて居るのである」と記している。同、282頁。なお下線部は本文章の校閲者(浜口裕子・家近亮子)が「原文欠落あるいは不鮮明で読み取り不可能な箇所」と記して空白にしていた部分を筆者が推測し、句点を含めて補充した部分である。

94) 「大アジア主義」演説については、陳徳仁・安井三吉編『孫文・講演「大アジア主義」資料集——1924年11月 日本と中国の岐路』(法律文化社、1989年)を参照。

95) 前掲「大革命家の最後の努力」129頁。なお、橘は矢野仁一の考察を参照して、ネパールによる朝貢も武力によって強制された側面があると述べている。同、128頁を参照。

「王道」がはたして「大亜細亜主義」の根拠となりうるのか、また東洋の「王道」が西洋の「霸道」よりも優れた価値を有するという孫文の判断も真実と言えるのか、と疑問を投げかけたうえで、次のように述べる。

一体孫氏は西洋勢力の下に呻いて居る弱小民族の不平と言うことゝ、亜細亜と言ふ一種の地理的観念とを非論理的に結び付けて居る嫌はないか。……（日露戦争で日本が勝利したことに対するアラビア人の歓喜について）此の場合のアラビア人の興奮を亜細亜と言ふ地理的観念に関連せしめて考察することが自然であるか、或は非西洋人と云ふ意味での同類感情の発作に止まると解釈するのが自然であるか^(ママ)。孫氏は前者を採つたのであるが私は寧ろ後者を選びたい。⁹⁶⁾

このような観点から、橘は「大亜細亜主義」について、その理論的かつ事実に基づく根拠を欠くものであり、また地理的な、あるいは被圧迫民族であるという同類意識を結び得たとしても、中国文化の特色である「王道」を「アジア」の統一した旗印として掲げることができようか、と疑念を呈す。⁹⁷⁾これは「アジア主義」そのものを否定するものではないが、少なくともこの時点の橘の関心はそこにはない。あくまで彼にとっては日本と中国の関係強化が最優先の課題であり、その動機は「大亜細亜主義とか王道思想とか言ふもの以外に、一層現実的色彩を帯びた方面から発見されるものでなくてはなるまい」と語っているが、これは日本が中産階級を支援して中国の統一を実現させ、それによって日本も中国もそれぞれに利益を享受する、という構想ともつながってくる。一国内の政治における「王道」などの理念を否定する

96) 前掲「大革命家の最後の努力」137～138頁。引用文の最後の句点は萩原が補った。

97) 橘は「支那の所謂王道思想とアラビアのモハメット主義との間に果して何の共通点があるだらうか」と述べている。同、138～139頁。

98) 同、139頁。

わけではないが、⁹⁹⁾少なくともそれは国際関係には該当しない、というのが橋の考え方であった。

ただし、橋が「大アジア主義演説に他ならぬ孫文の自民族中心主義を読み取り、これを完膚なきまでに論駁した」ことは確かとしても、それがただちに「反ナショナリストとしての橋の面目躍如の感がある」¹⁰⁰⁾とまで言うかはまた別の話である。むしろ、辛亥革命以来、孫文にも受けつがれている漢族中心主義のアナクロニズムを批判しつつも、「対内的」な民族主義の方向性を定めたうえで、真の「統一」された近代国家としての中国を建設すべきだ、というのが、この時期の橋の意図であったのではない。

また、橋は孫文及び国民党の「対内的」な民族主義の現状には不満を呈していたものの、「対外的」な意味での民族主義、すなわち列強の侵略に対する抵抗という側面については、「吾々としても何らの異議がない。寧ろ大いに其の方面に奮闘努力して貰ひ度く思ふ」とこれを評価していたことにも注目すべきであろう。¹⁰¹⁾ただし、橋は中国がただちに不平等条約の改正を求めたとしても、その実現は難しいと考えていたことも事実である。

支那国民にして国際平等の原則の上に自国を立たせ様と言ふ充分の決心があるならば、彼等は国際法及条理の許す範囲内に於て頑強に列強と争ひ、彼等の執拗なる保守的感情を征服しなくてはならない。換言すれば不平等条約の廃止と言ふことは単に自然に到達し得べき事項でないばかりでなく、又理を以て争ひ得べき事項でもなくして唯力の争ひによりて

99) 橋は「王道思想を無価値なものであると断定するのではない」と述べ(同、139頁)、「王道政治を太古に於ける輝かしい事実とは視ずして、却て将来に実現し支那民族の政治生活を幸福ならしむると共に、行詰れる西洋文明に対して或大いなる暗示と刺激を与へ得るものだと予期して居る」とも語っている。「編輯の後に」、『月刊支那研究』1巻4号所収、202頁。このような意識は、のちの「満洲国」において、橋が「王道」の重要性を盛んに語っていくことにもつながる。

100) 酒井哲哉、前掲「アナキズム的想像力と国際秩序——橋樑の場合」175頁。

101) 前掲「孫文の赤化」283頁。

のみ解決さるべき問題である。¹⁰²⁾

ここで橋がいう「力」は、国家が有する軍事力や経済力などではなく、「其民族の示し得る意志の力」だと述べている。この部分だけを見ればあいまいな印象を受けるが、これは「統一」された民族、言い換えれば「国民」全体の意志を指す。それを示すためには、「統一」を阻害する軍閥勢力の一掃こそが最優先である。ゆえに、孫文が「支那統一の先決問題として軍閥打破を選まずに所謂帝国主義の打破を選んだことは、吾々から見ると聊か不合理の感なきを得ない」¹⁰⁴⁾ということになる。孫文は1924年秋の第二次奉直戦争において最大の軍閥・直隸派が敗北したことを受け、中国の統一を協議する「国民会議」を提唱し、「我々は中国問題を解決するにあたり、国民会議において、第一に軍閥の打破、第二に軍閥を援助する帝国（主義）を打破しなければならない、この両者を打破して初めて中国は和平統一が可能となり、また長きにわたる太平と安定をも可能にできるだろう」と述べていた。¹⁰⁵⁾橋はこの文章を引用しつつ、「孫氏は軍閥の罪悪に関しては『誰れもが深く知つて居る』所であるとして多く説かず、之に反して帝国主義の禍害に関しては頗る多くの言葉を費して居る」と批評する。¹⁰⁶⁾直隸派の敗北で「軍閥は現在すでに我々が打破したところであり、残るものはただ帝国主義のみである」¹⁰⁷⁾と、少なくとも表面上は楽観的な見方を示していた孫文に対し、直隸派の呉佩孚のみならず、奉天派軍閥の張作霖も、また孫文自身も軍閥と提携して広東省の人民を彼らと同程度に苦しめていたのではないか、ここに孫文の「軍閥に関する観念の不徹底」があるのではないかとする橋の主張には一定の理が

102) 前掲「大革命家の最後の努力」112～113頁。

103) 同、113頁。

104) 同、150頁。

105) 孫文「在上海招待新聞記者的演説」（1924年11月19日）、『孫中山全集』第11巻（中華書局、1986年）338頁。

106) 前掲「大革命家の最後の努力」109頁。

107) 孫文、前掲「在上海招待新聞記者的演説」341頁。

ある。軍閥という国内の禍根を除き、真の統一を実現しなければ、対外的に強硬な主張を展開してもなかなか受け入れられるものではない、ということである。このような橘の態度について、「外国人として中国の国内的矛盾にまず目を向ける橘と、国内的矛盾よりも対外的矛盾をまず考える孫文の国民革命との間に横たわる越え難い障壁」があるという批判も向けられている¹⁰⁹⁾が、中国社会に胚胎する問題を実感し、何よりもその変革を望むという橘の姿勢を考えれば、優先順位が対内的矛盾に置かれるのは当然であったろう。

とはいえ、橘は孫文が軍閥の根絶を進め、橘の理想とする形で中国の統一を推進するのであれば、日本人は孫文の求める不平等条約の撤廃に向き合う心構えを持っておくべきだと考えていた。よって、孫文の訴えに耳をかさなかった日本人の冷淡な態度に対し、橘は以下のように慨嘆している。

私は日本の輿論が相変わらず国際関係の紋切り形を押し破る気力を持たぬことを、孫氏及び支那国民の為に気の毒に思ひ、且つ日本人の自負心の乏しいことを深く自ら恥ぢざるを得ぬ。¹¹⁰⁾

そのうえで、橘は次のように呼びかける。

日本人は此際進んで支那人が「国家改造」と言ふ事業に対し何の程度の情熱と希望とを抱いて居るかを研究しなくつてはならない。其れと同時に若し東洋の先進国であるとか世界の五強国の一つであるとか言ふことに就いて真面目な自負心を抱いて居ることが事実であるならば、日本民族は斯の如き輝かしい地位に居ることに対して如何なる使命と責任とを負はねばならぬものであるかに就いて深く自ら反省しなくてはなるま

108) 前掲「大革命家の最後の努力」150頁。

109) 山田辰雄「橘樸の中国国民革命論」、山本編、前掲『橘樸と中国』所収、75頁。

110) 前掲「大革命家の最後の努力」145頁。

111)
い。

この「東洋の先進国」、「自負心」、「輝かしい地位」にともなう「使命と責任」などという表現に対しても、橋の中国に対するある種の優越感が読み取れると解釈することはもちろん可能であろう。だが彼の真の意図は、「使命と責任」どころか、中国に対する単純な侮蔑感、すなわち中国は国とはなり得ないという「支那非国論」をそのままに受容し、あたかも「亡国の民」として中国人をひとしなみに扱うという多くの日本人のあり方を批判することにあった。

外人の最も陥り易い誤解は、眼前の腐敗し切った官僚政治を眺めて、即ち特殊少数の一階級が持つ道徳や能力から全民族の政治能力及政治道徳を断定し、此早合点を基礎として支那の前途を悲観したがる事である。¹¹²⁾

ここまでのまとめとして、1920年代前半に至るまでの橋の中国論を整理しておこう。中国の表面上の政治的な動向、すなわち実力者による抗争という側面を重視しては中国を見誤る。むしろ古代から連綿と続く支配階級と被支配階級の分離、および後者における政治的無関心という状況を打開する内発的な動きに注目すべきである。軍閥の誅求と外国の侵略という状況を受け、中国社会において実質的な秩序を形成してきた多様な諸団体を基軸として、中産階級を基軸とした「下からの」国民国家化を目指していくという流れが生まれつつある。それはまだ萌芽というべき流れではあるものの、彼らによってはじめて中国における「永久の統一」はなされるのである。ただし、それは「五族共和」的な、あるいは周辺諸民族を圧迫するような形で形成さ

111) 同、150～151頁。

112) 前掲「支那人気質の階級別的考察」49頁。

れるようなものとは考えていなかった。あくまでこの時点の橋は、漢族が居住する地域の「統一」を念頭に置いていたと言えるだろう。

この中で、日本への期待は以下のような形で語られる。日本や西洋列強は、あくまで軍閥支援による利権獲得という視点で中国政策を考えてきたが、特定の実力者による中国の「統一」は長続きしない以上、中産階級による新たな流れを支援するほうが、中国の人民の平和と安定をもたらすとともに、彼ら自身の利益にもつながる。とりわけ日本人は、中国に対して優越者であるとうぬぼれているが、実際には「同文同種」の虚名とは裏腹に、中国についての知識は貧弱である。このことを自覚し、真に中国との相互理解を深めることが肝要である。そのうえで橋は、中国の情勢に日本が大きな影響を及ぼし得るという認識のもと、日本が近視眼的な軍閥支援から脱却することを期待したのである。

このように見ていくと、1920年代前半の橋は、日本人や西洋人の中国に対する無理解には怒りを持っていたものの、日本や西洋列強による中国情勢への関与自体を否定してはいない。それは現実的に、彼が期待した中産階級が自力で中国を「統一」するだけの力がないという判断によるものである。ゆえに、過度に列強を刺激しかねない孫文の「対外的民族主義」については、その心情は理解するものの、最優先の課題ではないと考えていた。

しかし、このような橋の考え方に、小さからぬ「方向転換」をもたらす契機になったのが、孫文の死（1925年3月）から二か月ほど経った時期に起こった反帝国主義運動——「5・30事件」であった。

三 1920年代後半の橋樑——中国革命の進展と日本の役割

1 「対等主義」の提唱——5・30事件を契機として

1925年5月30日、上海における日系紡績工場のストライキに端を発した中国人学生・民衆のデモに対して、共同租界のイギリス人官憲が発砲を命じ、多くの死傷者を出した。これを契機に中国全土で展開された反帝国主義運動

全般をも含めて、「5・30事件」と呼ばれる出来事である。この事件が橋に与えた影響はどのようなものだったのか。

まずあげられるのは、「無産階級」——これは橋にとっては「中国社会における被支配階級全体のうちの中・下層を構成する」もので、「労働者および農民はもちろん、小資産階級をも包含する概念」であった¹¹³⁾——に対する見方の変化である。前章で触れたように、橋はこの階級について「今日の所未だに無力」であると判断しており、事件の直前の段階でも「中産階級を中心として之(=「支那改造」)を行ふ他に道は無いと確信して居る」と明言していたが、この事件を受け、中産階級による「ブルジョア革命にしても組織ある労働者の援助あるに非れば満足な結果を挙げる事は出来ない¹¹⁵⁾」と考えるようになった。さらにその中産階級の範囲に関しても、当初は先にも見たように少数の「地主貴族」も含めていたが、国民革命という時代状況の変化に従って次第に農村の小地主や自作農にその重点を移すようになり、さらには革命の担い手も小農や労働者へと移行させていった¹¹⁷⁾。いずれにせよ被支配階級全体の連合が中国の革命に一定の成果をもたらすという期待感が高まったことは確かであり、橋はその観点からこののちの中国革命の推移を見守っていくことになる¹¹⁸⁾。

しかしより重要なポイントとして、橋がこの事件に、中国における「対外的民族主義」の高まりをはっきりと看取したことをあげておかねばならない。橋は事件直後の論説で、「国家を形造るものは原則として民族である。従て愛国心の根源は民族意識である」としたうえで、漢族による異民族への

113) 山本、前掲『橋樑』122頁。

114) 「英雄か階級か——支那現時の政治現象に対する一考察」、『月刊支那研究』第1巻第5号(1925年4月)所収、135頁。

115) 前掲「支那近時の民族運動及上海事件の思想的背景」129頁。

116) 山本、前掲『橋樑』123頁を参照。

117) 酒井哲哉、前掲「アナキズム的想像力と国際秩序」175頁を参照。

118) その過程を詳細に分析した先行研究として、中西勝彦「中国国民革命の展開と橋樑(1)(2)」、『大阪市立大学法学雑誌』第30巻第1号(1983年11月)及び第30巻第2号(1984年1月)所収、がある。

対抗意識の歴史を念頭に、「支那人の民族的矜持及び民族的熱情は少くとも二千五百年を遡つて明かに見られる」と述べ、¹¹⁹⁾以下のように概括する。

第一に支那民族は他民族の支配を受ける事を好まないといふ案外に強い感情を持つて居る。第二に支那民族は彼等の築き上げた文化に対して高い矜持と強い愛着を持つて居る。¹²⁰⁾

このような感情ゆえに、近代において列強の圧迫を受ける中で、「支那人も亦これと対抗して民族生活の安寧及名誉を維持する為には、列国と同じ様に鞏固な政治組織を自身も亦持つより外に名案のない事を考へる様になつた」とみる。その感情を橘は、「理想の国家を得たいと焦る心持」だと表現し、¹²¹⁾それが事件に大きく関与した学生層に浸透していることを認めたのである。¹²²⁾

支那人の青年学生が、彼等の理想する国家を将来に憧憬しつゝ、熱心に之れを追ひ求めて居る愛国者である事……之れは我々日本人が深く彼等に同情すべき点である。愛国心の此の特殊な性質から容易に考へ得らるゝ通り、支那人は彼等の理想する国家を建設し得る前に、先づ自我に醒め追々社会的責任観念を養ひ即ち所謂個人主義の洗礼を受けてヨーロッパ流の意味に於ける近代人となりすまることが出来るであらう。……少くとも支那の民族運動や国家建設運動の先駆者となるであらう所の青年男女に於て然りと今から明らかに預言する事が出来ると信ずる。国家及社会建設の過程に於て彼等の悩む陣痛は余程激しいものに相違ないが、然しまたそれだけに大多数の外国人が考へて居るよりも遙かに立派な新国

119) 前掲「支那近時の民族運動及上海事件の思想的背景」85頁。

120) 同、92頁。

121) 同、93頁。

122) 同、94頁。

家なり新社会なりを形作る望があるとも考へられる。¹²³⁾

ここで言及しているように、橘はこの事件を契機に、「個人主義」の覚醒のもとに社会的な責任感を持つに至る中国人——とりわけ青年層が増加することを予期し、激しい「陣痛」を経て生まれる新たな中国国家が、外国人、とりわけ西洋人の想像を超えるものとなることを思い描いている。このことは、中国も含めた「非白人」全体に対する西洋人の優越感の「誤り」を証明するものとなる、と橘は考える。

支那が列国に凌辱された外的原因は何んであるかと言ふに、先づ第一に西洋人は彼等の持つ標準を至高のものとして東洋の文化を評価した。その結論は申すまでもなく凡ゆる事物に亘つての白人の優越と云ふ偏見であつた。此の偏見の前には我々日本人や支那人もアフリカや南洋の野蛮人も——程度の差こそあれ——同じ様に白人の筈の下に置かるべきものだと言ふ独断¹²⁴⁾であつた。

日本人はかような西洋人の「偏見」や「独断」を打ち破ることに成功し、一定の国際的地位を占めるに至ったと自負しているが、橘はその自負がはたして「正しい」方向へと日本を導いたのか、という疑問をつきつける。その答えは、日本人が自国よりも「劣っている」と解してやまない中国に対する政策の「過失」に示されている。

日本人の支那に対する心持は、日清戦争の前後で一変し団匪（＝義和団）事件及日露戦争を経て二変三変し欧洲大戰に及んで拭ひ難い過失に陥つた。大隈及寺内々閣が強行した無法な対支政策がそれである。日本

123) 同、99頁。

124) 同、103頁。

人にして自らも有色人種であり多少は彼れの努力に依りて自身の国際的地位を高め得たとは言へそれは案外小さい部分に於ける努力に過ぎず大体から見ると矢張り支那人と同じ様に白人の偏見及独断の対照^(ママ)とされて居る事を忘れなかつたならば、大隈の二十一箇条や寺内の所謂親善政策(=軍閥の段祺瑞政権への援助)の様な乱暴や仕向けが人種的同胞たる支那に対して行ひ得られる筈でなかつたのである¹²⁵⁾。

橘はここではっきりと「人種的同胞」である日本と中国が協調して、有色人種を圧迫する西洋に対峙すべきであったと語り、にもかかわらず日本が中国に対して抑圧的にふるまったことで、両国の関係が決定的に悪化したと指摘している。もっとも、橘は一方でワシントン会議における中国側の日本に対する批判があまりにも強硬であったことを思い起こし、「有色人種同士が白人の前で内輪喧嘩をする事は如何なる場合にも自身の損失を結果する外ない……支那人が彼等の国際的地位を開拓する為めに試みた最近数年間の運動は単に無効に終つた許りでなく多少なりとも日本人を傷けた点に於て、全世界の有色人種の為めには却て有害であつた」と、中国の対日態度にも苦言を呈している¹²⁶⁾。しかし、「過去に於て支那人よりも一層深い過失を犯した日本人は此の際断乎として其の過ちを恥ぢ其の対支態度を豹変する義務がある¹²⁷⁾」と、日本の側により大きな責任があることを強調する。

では、橘は日本の対中政策をどのように「豹変」させるべきだと訴えたのか。

(日本政府は)支那を完全に対等の国家として取扱ふべき(で)ある。
此の立場からすれば支那に対して前記の如き伝統的偏見と独断を持つ

125) 同、104頁。

126) 同、103頁。

127) 同、104頁。

西洋の諸国家と徹底した意味での協調を保つて行く事の出来ぬ場合の発生する事は当然である。然らば西洋の諸国家が支那を眼下に見て居るのに日本のみが彼れに対等の待遇を与へねばならぬと言ふ理由は何処にあるか、其の理由は至つて簡単且つ明白である。何んとなれば西洋人の支那に対する評価の方が根本的の誤謬に陥つて居るもので支那は地球上の何れの国家又は民族からも不平等の待遇を受ける道理のない程の文化を所有するものだからである。¹²⁸⁾

橘は、たしかに中国は現状においては近代国家の条件に欠けるところが多いが、民族固有の文化や富、人口、道徳などを考慮すれば、「相当の時日を以てすれば世界の大勢に順応して所謂近世国家（＝近代国家を指す）を建設するに足る十二分の資格」があると説く。¹²⁹⁾ゆえに日本は、自国と対等な国家として中国を取り扱うという「対等主義」へとシフトしなければならない。西洋諸国との協調は、この方向性に反しない限りは続けるべきであるが、「日本は斯く協調しつゝも常に支那の為に否地球上の凡ゆる有色人種の利益の為に西洋諸国家の独断と偏見とを緩和する機会を捉へるに敏捷でなくてはならない」とし、状況に応じて「協調を脱しても支那の為に活動せねばならぬ事例の屢々発生し得る事を覚悟して居なくてはならぬ」と断言す¹³⁰⁾。このような「対等主義」の強調は、社会革命を担うべき中産階級の実力不足を理由に、列強による中国の国際管理を条件付きではあれ是認する、という以前の主張を橘が放棄したことを示していると言えよう。

さらに橘は、日本もまた中国同様に白人＝西洋の「偏見」「独断」の対象とされてきたことを強調し、日本の使命として「地球上の凡ゆる有色人種の利益」を擁護することを求めた。西洋人による人種差別については、日本国

128) 同、104～105頁。

129) 同、105頁。

130) 同、106頁。

内でも前年のアメリカにおける排日移民法の制定に対する強い不満がみられたものの、一方で日本人自身が他民族に対する侮蔑的な態度を反省する、という意識は乏しかった。自分たちが他者を抑圧しながら、別の他者が自らを差別していると糾弾しても十分な説得力を持たない。——これはかつて孫文の「民族主義」に対して向けた批判の構図であるが、橘はこれを日本にも当てはめたのである。上記の文章では「アジア」解放への具体的な構想などが打ち出されているわけではないし、そもそも「アジア（亜細亜）」という言葉を使っていないが、しかしいわゆる「アジア主義」的な言説への傾斜があらわれていることは明らかであろう。それは孫文のように、東洋的な理念である「王道」という概念に基づくものではなく、被圧迫民族としての共通性という点に即したものだ。

しかし、橘は中国における「対外的民族主義」の高まりに強い関心を寄せていくにつれて、中国国内における「対内的民族主義」に内在する「漢族中心主義」を容認していく方向へと舵を切った。それを示すのが、5・30事件の翌年に書かれた、孫文の民族主義思想を分析した論説である。「一つの国家を形造る国民が一つの民族である場合に、孫文はその民族を国族と名付けたものである。然るに支那は所謂五族共和の国家であり、基本民族なる漢人が満蒙回蔵の四民族を強制して一国家を形造つて居る」という状況に対し、孫文が大多数が漢人であるから実質的に中国は一民族による国家だと主張したことを受け、「支那国家を構成する小民族から見れば孫文の主張は甚だしい独断だと思はれるであらうが、数や力や文化の上から常識的に判断し且つ漢人の立場から見ると場合には、何のこだわりもなく孫文に同意することが出来るであらう」と述べ、基本的に漢族中心主義を容認する姿勢を示したのである。¹³¹⁾

さらに、橘は別の論説で、1924年に制定された共産党綱の民族政策に関する箇所と言及し、「西藏及び蒙古に民族自決の主義を適用すれば、彼等は恐らく支那から離れて独立することを要求するであろうと懸念するものもあ

らうが、之はソヴェート・ロシアの先例から見ても恐らく杞憂に過ぎない。換言すれば第一革命以来の伝統なる『五族共和』の理想は同時に共産党の希望する新国家の地域的範囲を決定する要素とならう」と述べている。¹³²⁾これは無産階級を中心として「社会革命」が実践されれば、中国国内の民族問題は解決すると橘が認識していたことを示すものだと考えられる。そもそも、漢族の社会構造を前提とした社会革命のあり方が他の民族社会に適用可能かどうかという点について、橘は特に関心を払ってはいないように思われる。彼にとっては、中国社会＝漢族社会に適用される革命モデルが、少なくとも中国の近隣地域においてはある程度普遍性を有するものだったのではないか。¹³³⁾

ともあれ、中国における近代国家の建設について、「相当の時日を以てすれば」という表現を用いつつも、中国人全体に国家意識、いわゆるナショナリズムが浸透してきたことを橘は実感していた。この過渡期にある中国に対し、具体的に日本はどのようにかかわっていくべきだと橘は考えたのか。以下、節を改めて分析してみたい。

2 「対等主義」の実践——権益の見直しと不平等条約の改正

橘は「極度の心身の疲労のため」、主宰していた『月刊支那研究』を2巻4号（1925年9月）を最後に停刊し、¹³⁴⁾同年10月に満鉄の囑託となる。この直

131) 「孫文の民族思想（一）」、『法政経済研究』第1巻第2号（1926年4月）、5頁及び6頁。また、「支那の龐大」（1928年5月）と題した論説でも、「支那民族と称へる場合には普通漢民族を意味し、支那国家は漢民族以外に大小幾多の民族及種族を包擁する。但し支那国内の民族問題は北米合衆国又は露西亜ほど複雑でない。……支那では漢民族が他の民族に対し圧倒的な大きさを持つ。従て故孫文が作った民族政策のやうな無造作な手段でも、支那国内の民族問題を解決するには充分だと考へられるのである」と、ほぼ同様の主張を展開している。『東亞』第1巻第1号所収、3～4頁。

132) 「支那人の利己心と国家観念」（1927年4月）、前掲『支那思想研究』所収、320頁。

133) 橘の「対内的民族主義」に対するスタンスに関して、前述した「孫文の赤化」における漢族中心主義批判をもとに、「真の民族協和は橘の追求する一つの目標であり、民族間の関係をいかに平等の方向に導くかは彼の思想課題の一つである」という評価もあるが（何騰挙、前掲「階級闘争と王道」236頁）、のちの満洲国における「五族協和」論との関係も含め、さらなる検討が必要であろう。

後、満洲では絶対的な存在と見られていた奉天軍閥の張作霖に対する反乱（郭松齢事件、1925年11月）が起こる。この事件は、張作霖の失墜によって満洲に国民党の影響が及び、ひいては満蒙権益も脅威にさらされると考えた日本の実質的な介入によって鎮圧されたものの、張作霖及び彼を援助する日本に対する満洲の中国人の強い反発は、中国本土におけるナショナリズムの高揚が満洲にも波及していることを如実に示すものであり、満洲在住の日本人に大きな衝撃を与えるものだった¹³⁵⁾。そして、橘もまたこれを受けて、満鉄関係の雑誌に日本の対中国政策に関する提言を掲載していく。そこで彼が説いたのは、「対等主義」をいかに具体的に実践するのか、そして、5・30事件以降の中国情勢、とりわけ1926年7月以降のいわゆる「北伐」による「国民革命」の動きに対し、日本はどのように対応すべきか、という二点であった。

まず、「対等主義」の実践について、橘は二つの方向性を示す。一つは日本の有する満蒙権益の見直しであり、もう一つは中国との不平等条約の改正である。この二つの指針をあわせて示したのが、満鉄社員会の『読書会雑誌』に掲載した「支那批判の新基調」（1926年11月）である。ここでは、満鉄の「特殊使命」は日本と中国両民族の共通の福利を増進することにある、という建前論に対し、日本人がそのような考えたとしても中国人がそれを理解・共鳴しないことが多いという現実を示唆し、中国人のナショナリズムの覚醒が以下のような状態をも生み出していると説く。

二十年前迄は満洲を舞台にして日露の両国が勝手に戦争をしても支那本

134) 山本、前掲『橘樸』127頁を参照。

135) 郭松齢事件とそれに対する日本の対応については、佐藤元英「郭松齢事件をめぐる外交と軍事」、『紀要 史学』（中央大学文学部）第251号（2014年3月）所収、及び臼井勝美『日本と中国——大正時代——』（原書房、1972年）、255～269頁を参照。また、同事件が在満日本人に与えた影響については、中西勝彦「中国国民革命期における在満日本人の意識——橘樸の「方向転換」との係わりで——」、『大阪市立大学法学雑誌』第25巻第2号（1978年12月）所収、を参照のこと。

部の人民は一向驚かなかつた程底知れぬ鈍感さを示したのであるが、今日では大連郊外の周水子で日本の企業家が支那の労働者を虐待したと言つて広東の労働組合が猛烈な抗議を提出する程敏感となつて居る。斯の如く支那人は今や外国に対しては地方感情を超越して一致団結する傾向を示して来たから、日本人は従来のように満蒙の特殊性を強調して居るわけに行かなくなつたのである。¹³⁶⁾

この機運を無視して、日本が張作霖を相手に權益の拡張を求め、かつ張をあくまで支援し続けられれば、さらなる泥沼に陥ると橋は警告する。そのうえで、「如何にせば満蒙に於ける日本の優越的地位に永久性を与へ、且つ進んで所謂特殊使命の遂行を企図し得るか」という問いに対して、橋は次のように答える。

第一に満洲に対する日本の政策を純経済的なる立場に置き換へることである。即ち政治的軍事的野心を其の根底から放棄するばかりでなく、人口政策の対象として満洲を取扱うことを潔く断念すべきである。……第二には満蒙に於ける既得権中前項に照して不必要なるものを整理することである。……第三には局地的に領事裁判権を撤回することである。¹³⁸⁾

第一・第二の点について、この論説で橋は放棄すべき權益の具体的な明示を避けているが、21か条の要求によって中国に認めさせた權益、さらには日露戦争の結果獲得した權益についても廃棄や修正が必要であろう、と述べており、またのちの論説でも「軍事的及政治的権利は仮令それが日本の生存権に直接関係あるものだとしても、支那の国権とは両立しない」ので早晚消滅

136) 「支那批判の新基調」、『読書会雑誌』第13巻第11号（1926年11月）所収、6頁。

137) 同上。

138) 同、6～7頁。

すべきものである、しかし「純経済権利の分野にあつては支那人の利益と両立し得るものが多い様に思ふ」、と繰り返している¹³⁹⁾。あくまで彼の目指すところは「東三省人民——主としてその商人及農民——の利益を最高の目標とし、その中から日本の国民経済上の利益と合致する部分を選び出して極力それの実現及増進に努める¹⁴⁰⁾」こと、つまり日本と中国の共存共栄であり、日本側はそれに抵触するような行動を慎むだけでなく、中国に対する一定の譲歩が必要だと考えたのである。

第三の点については、21か条の要求によって日本人の居住権・土地商租権等が認められた南満洲・東部内蒙古のうち、中国の行政・司法組織が完成されている地方に限定する（日本の行政権・司法権が行使されている関東州等を除く）、という制限は付されているが、橘はこの種の領事裁判権の撤回を自発的に日本が実行するか、それとも強制されてやむを得ず行うかによって、「対手国たる支那国民の受ける感じに非常な相違のあることに留意せられたい¹⁴¹⁾」と、日本側が自ら身を切ることを求めた。さらに、彼は国際思潮の大勢にも言及する。日本がメキシコ、シヤム、トルコ、ペルシアとも対等の関係を築きつつあり、またウィルソンやレーニンの民族自決論が「土耳其や埃及の復興となり印度や支那や比律賓の諸民族の国家的自覚となつて力強く所謂弱少数民族の心臓に波打ちつゝある」現状において、「我々は今日迄『強権』の原理に照らして支那を批判し、同じ法則で支那を取り扱つてきたのであるが、今後は最早や此の古い態度を以て彼に臨むことが許されなくなつた¹⁴²⁾」とみた橘は、相手が劣等であるという前提に立った態度がもはや成り立

139) 「在満邦人の支那及満洲論策批判」、『満蒙』第8年第6号（1927年6月）所収、49頁。

140) 「東三省の将来観」、『満蒙』第7年第2号（1926年2月）所収、67頁。これは『満蒙』による識者へのアンケートに対する回答記事であり、「支那批判の新基調」にみられた「純経済的見地」から満蒙權益を考えるべき、という主張はすでにこの記事でも示されている。

141) 前掲「支那批判の新基調」7頁。

142) 同、8頁。

ちえない以上、「対等主義」の立場から、「常に支那人の要求を好意的に批判することを忘れず、要求中の合理的且つ適時的なるものに対しては進むで其の実現を援助する態度に出づべきである」と、日本人の「支那批判」のあり方を転換させる必要を説いたのである。¹⁴³⁾

このようにみていくと、この論説が「支那批判」といいながら、実は日本人意識批判である¹⁴⁴⁾のは明らかだろう。また、中東や他の「アジア」諸地域などにおける「弱者」の論理に耳を傾けるという姿勢がみられることから、この論説は橋の「アジア主義」を示す代表的なものだという見解もある¹⁴⁵⁾。この点に関連して、「支那の対等条約要求に対して」という雑誌の特集テーマに基づいて書いた別の論説の文章に注目してみたい。

私が支那に対する不对等関係の撤廃殊に南満洲に於ける諸特権の放棄を惜まないのは国策上一層大きな利益を開拓する為に必要な処置と考へるからである。眼を満洲のみに局眼^(ママ)して算盤を弾く人にはこの私の意見は決して理解される筈がない。然し日本の世界政策を離れて支那政策の立てやうはない。又支那政策を離れて満洲政策の立てやうがない。北半球に於ける利益を南半球に於ける利益にふりかへることは、日本と云ふ立

143) 同、9頁。なお、橋はこれに先立つ論説でも、「注意せねばならぬことは、読者が持つ様々な先入観を取り除いて支那の庶民階級即ち資本家団体及び労働者団体のならべる対外的要求の中にも合理的な部分が案外含まれて居ることを認め、これに同情し得る寛大な心持を用意することである」と述べている。「支那に対する見方」、『読書会雑誌』第13巻第4号(1926年4月)所収、7頁。

144) 伊藤武雄「橋さんと『満鉄社員会』」、『楠』第8号(1976年10月)所収、37頁。傍点は原文。

145) 市井三郎は、この論説が戦後初めて活字になったのが前掲『楠』第8号であることをふまえ、もし竹内好がこの論説を読んでいたならば、「俺の『アジア主義』(=本稿でも言及した筑摩書房の『現代日本思想大系』シリーズの一つ)にこの橋樸論文を収録するに決めた」、と考えたに違いないと述べている。市井「橋樸追悼会での竹内好のスピーチについて」、『楠』第10号(1977年7月)所収、47頁。竹内は1977年3月に死去したが、「橋樸を考える会」の会員であったため(『楠』第2号の会員名簿を参照)、生前に刊行された『楠』第8号の「支那批判の新基調」を目にした可能性はある。ただし実際のところは不明である。

場から見て決して不都合な仕方でない。兎に角日本の世界政策上の利益といふ高い所から支那問題もまた満洲問題も決定さるべきであらう。¹⁴⁶⁾

この文章で橘は具体的に「世界政策」の中身に言及していないし、「北半球に於ける利益を南半球に於ける利益にふりかへる」とは具体的にどのようなことを意味するかも述べてはいない。少なくとも、この時点の橘がいわゆる「南進論」的な発想を持っていたとは考えにくい。ただし、満蒙の權益に固執して中国と対立することは、日本にとって決して得策ではなく、日中の反目は有色人種全体にとって損失である、という橘の認識と照合すれば、日本が「対等主義」の原則を貫くことで中国との関係が著しく改善すれば、日本は有色人種——その多くは南半球に居住する——からの共感を得られる、それが日本にとっての「世界政策上の利益」になる、と橘は想定したのではないか。

いずれにせよ、橘は中国への「対等主義」を採ることが日本にとって利益になる、と考えていたことは疑いない。そしていいかえれば、橘は日本の、ないし日本人の利益を度外視せよ、とは言っていないのである。同じ論説の冒頭で、橘は次のように述べている。

所謂不平等条約問題を取扱ふには……一貫する所の原則を、我々は先づ定立する必要がある。それは

イ、すべて条約上の不対等関係を結局は撤廃すること

ロ、自発的に撤廃はするが、然し好んでこれを行ふものではないこと。換言すれば撤廃する方が大局上の利益と認めるから撤廃するに外ならぬこと。

ハ、我々の現に享受して居る特権を返還することであるから、先方に

146) 「世界政策より打算せよ——統一政府と合法の手續きを要す」、『新天地』第7年第3号(1927年3月)所収、47頁。

明確なる受取人がなくてはならぬ。この受取人の支那に現れた上でなくては返納が不可能であること。

二、特権の返還は必ず統一された政府に対してであらねばならぬと同時に、それは又必ず合法的な手続きに依らなくてはならない。故に他の列強が何かの事情であはてた特権放棄を行ひ、それが為に支那の好感を買ふ様なことがあつても日本は決してその真似をしてはならないこと。¹⁴⁷⁾

この「ハ」にある「明確なる受取人」＝「二」の「統一された政府」となることは明らかである。ただし、すでに論じてきたことからわかるが、橋のいう「統一された政府」はあくまで革命によって生まれるものであり、軍閥中心の北京政府によるものでももちろんない。この論説の時点では共産党との提携をめぐり、国民党内での対立が見え隠れしていたものの、橋は国民革命の進展によって「永久の統一」がなされるのも決して遠くはない、という見通しを立てていたものと考えられる。

それとともに、「二」で「合法的な手続き」に言及していることも興味深い。これは、先に触れた孫文の不平等条約改正を求める主張に対して、「国際法及条理の許す範囲内に於て」列強と対峙すべきである、という見解を継承したものであると同時に、この時期に次第に英米両国が中国ナショナリズムの高まりを受け、日本にとって想定外の譲歩をほのめかすようになったことも橋の念頭にあったと思われる。アメリカは5・30事件以降、中国による不平等条約の改正の要求に対し、関税自主権の回復のみならず、法治権の返還にも踏み込むことで、中国の排外運動を鎮めようと考えようになり、¹⁴⁸⁾対照的に事件当初は強硬な姿勢を示していたイギリスも、1926年の後半に至り、国民政府がボイコット運動の停止と引き換えに支配地域での関税率の引き上げを求めたことに¹⁴⁹⁾応じる姿勢を見せるようになった。これらの動きは、

147) 同、45頁。

148) 入江昭『極東新秩序の模索』（原書房、1968年）66頁を参照。

橋にとっては目先の利益のための「あはてた特権放棄」に見えた、ということであり、一時的に相手の歡心を買うのではなく、「特権」の中身を精査したうえで、「合法的な手続き」のもとに正式な合意に達するのがあるべき「対等主義」だ、と考えたわけである。また、時代はやや下るが、このような「合法」性という観点から、北伐完了後の国民政府による急進的な利権回収を訴えた「革命外交」に対しても、「根が条約破棄を取えてした程の政府（＝国民政府）であつて見れば、何時気まぐれをやり出すか知れたものではないとする日本政府の憂慮にも、満更理窟がないとは云はれない」と苦言を呈している¹⁵⁰⁾。

つまり橋は、中国の「対外的民族主義」を評価しつつも、それが過激化することの弊害を感じ取っていた。下記は北伐直前の段階で、中国革命の優先順位についての橋の考えを明らかにしたものである。

我々は支那民族が今日のやうな民族運動を継続する事に依て列強から解放さるゝに至らん事を切望するものではあるが、然しそれと同時に彼等が内に自ら省みてそこに列強よりも一層直接に民衆を苦しめる悪勢力の跋扈して居る事に目覚めて貰はなくては困る。排外的民族運動の極度に緊張した今日では支那人間に軍閥及官僚の害毒を非難する声あまり聞えぬ様である¹⁵¹⁾。

このようにみると、中国の「対外的民族主義」に対する橋の共感は5・30事件を契機に間違いなく深まったとはいえ、やはり中国の禍根は国内におけ

149) 西田敏弘「東アジアの国際秩序と幣原外交(二)」、『法学論叢』第149巻第1号(2001年4月)所収、105～109頁を参照。

150) 「借款競争の先駆」、『協和』第2巻第14号(1928年9月)所収、4頁。これは同年7月、国民政府が従来の日中間の通商条約を破棄し、新条約の締結を求めたことに対し、日本側がこれに反発したという情勢を受けたものである。

151) 「孫文の民族思想(二)」、『法政経済研究』第1巻第3号(1926年7月)所収、28～29頁。

る軍閥とそれに付随する官僚らの支配階級にあり、その一掃にまずは全力を尽くすべきである、という考えが堅持されていたことがわかる。それを実現してこそ、対外的に「統一」された「国民」の意志の力を示すことも可能になり、諸外国とも対等な関係を構築することができる、というわけである。

もっとも、日本が他国に先駆けて中国との不平等条約の改正に応じるべきだとする主張は、北伐完了によって国家の統一が進展するにつれて、より明確に打ち出されていった。

日本人も支那人も互に顔を見合すれば「同文同種」と挨拶する。今では空念仏のやうになつて居るが併し決して嘘ではない。同文同種の国民が異文異種の国民に先んじて相手国の法権に服すると云ふことは極めて自然のことであらう。

日本は適當の機会に^(ママ)卒先して領事裁判権撤廢の要求に¹⁵²⁾応ぜよ。

日本が所謂同文同種關係に立脚し、殊に条約改訂の好機會を利用し、列國に率先して日支の對等關係を率直に且事實の上に承認することを望んで¹⁵³⁾止まぬものである。

3 中国情勢への日本の関与をめぐる

このような「対等主義」が、あくまで中国革命の進展を前提に想定されているなかで、橋は日本政府が現実の中国情勢にどのように対応すべきだと考えていたのか。

5・30事件の時期に外相を務めていたのは幣原喜重郎であるが、彼の対中政策の基本原則は、関静雄の整理によれば、「対中不干涉政策」——日本は中国の特定勢力を援助せず、かつ中国のことは中国人に任せるべき——、

152) 「南京交渉と満洲問題」、『協和』第2巻第21号(1928年11月)所収、3頁。

153) 「日支關係考察の方法及態度」、『協和』第3巻第14号(1929年11月)所収、7頁。

「正当な權益の相互尊重による共存共栄主義」、そして「国際協調主義」の三つであった。¹⁵⁴⁾ もっとも、幣原は基本的に段祺瑞らを中核とした北京政府による中国の統一を想定し、列強とともにこれに好意的援助を与える決意を議会でも表明しており、¹⁵⁵⁾ かつ満蒙權益については寺内正毅内閣の外務事務次官時代以来、一貫して政治的に重要性を持つものとして、国民感情もふまえてこれを聖域化する姿勢を取っていた。¹⁵⁶⁾ これらの点は、橘とは明らかに異なるスタンスであったといえよう。

一方、幣原の「対中不干涉」に対する批判はさまざまな形で存在しており、とりわけ陸軍の上層部には、国民党と共産党による国民革命の進展を「赤化」の危機ととらえ、これを防ぐためにも張作霖を支援し、必要に応じて中国本土への軍事力による干涉をも辞さないという姿勢をとるものもあつた。¹⁵⁷⁾ このような強硬論に対し、橘は「単に無用なばかりでなく有害な結果を持ち来たす。而も有害の程度は到底シベリア出兵の比ではない」と警告している。¹⁵⁸⁾ このことはその後の田中義一内閣による三度にわたる山東出兵（1927～28年）が、結果的に中国における反日感情を喚起したということからも証明された。田中にとって、山東出兵の目的は北伐への軍事干涉ではなく、あくまで居留民の保護であったとされるが、¹⁵⁹⁾ 中国側がどう受け止めたかは別問題であろう。少なくとも橘には、日本が中国民衆の敵である軍閥を支援して

154) 関静雄「幣原外交と第二次奉直戦争」、『帝塚山大学教養学部紀要』第44輯（1995年12月）所収、4頁及び6頁。

155) 西田敏弘「東アジアの国際秩序と幣原外交（一）——一九二四～一九二七——」、『法学論叢』第147巻第2号（2000年5月）所収、60頁を参照。前述したように、孫文は第二次奉直戦争で段祺瑞政権が誕生するとそれとの連携を図ったが、結果的に段祺瑞と国民党の協力関係は成立せず、段は1926年4月の政変によって失脚することとなる。

156) 種稻秀司『幣原喜重郎』（吉川弘文館、2021年）、32～33頁、86～87頁、148頁などを参照。

157) 服部龍二『東アジア国際環境の変動と日本外交 1918～1931』（有斐閣、2002年）、170～174頁を参照。

158) 「危ふまる、張氏の運命」、『新天地』第7年第1号（1927年1月）所収、27頁。

159) 小林道彦『政党内閣の崩壊と満州事変——1918～1932』（ミネルヴァ書房、2011年）102～103頁を参照。

いるという印象を与えたと映ったであろう。

あわせて、1927年4月の蔣介石による上海クーデタ、武漢政府と南京政府の分裂などといった事態を受けて書かれた「無智の不干渉を排す」と題した論説では、「日本に限らず列国が蔣介石氏に味方し彼の力で支那を統一させやうなどと云ふ小細工を弄したならば、蔣氏は袁世凱の轍を踏み列国も亦その禍を受けるに相違ない」と予測し、「これを要するに不干渉第一」だという意見を示しつつも、「今日までの様に対手国の内情に通じない不干渉主義では駄目だと云ふことを更に改めて我外務当局に提言して置きたい」と述べている。¹⁶⁰⁾つまり橋は表面的な動向ではなく、無産階級や中産階級の覚醒という「内情」に「無智」なままに傍観を決め込む「不干渉」であってはいけなし、さらにいえばそれに逆行する形で、軍閥に肩入れするような「無智の干渉」は最悪だと考えたのである。

橋の筆鋒は、日本政府の当局者のみならず、満洲における日本人の中国論にも向けられる。中国人が国民として凝集力が弱いということを前提に、統一国家の形成のためには「支那人に対しては或程度の強制的誘導」が必要だ、と日本政府の干渉を公言する議論に対して、すでに満洲に居住する中国人も含めてある程度国家意識が浸透しつつあると見る橋は、そのような干渉や圧迫が中国の反感を呼ぶだけでなく、「それより一層悪いことには善意の干渉乃至圧迫も事実上何等の効果を齎らさぬと云ふことである。支那民族の（国家意識の台頭に基づく）反発力は確かにこの程度にまで昂進して居るのである」と、ここでも「無智の干渉」を戒めている。¹⁶¹⁾

その一方で、彼は国際関係が「利益関係」であって、「相手国の利益を自国の利益と同等に取扱ふことは不可能」であり、「日本の支那に対する態度

160) 「無智の不干渉を排す」、『新天地』第7年第5号（1927年5月）所収、36頁。なお、この直前の時期、宇垣一茂陸相が意見書で、張作霖に加えて蔣介石に軍資金と武器を供与して共産党を抑圧すべきと論じていた。服部、前掲『東アジア国際環境の変動と日本外交』170～171頁。

161) 前掲「在満邦人の支那及満洲論策批判」43頁。

も亦自国の利益を基準として鉄の如く冷静に相手を取扱ふ外ない」のだという認識も持っている¹⁶²⁾。さらに、橘は日本が「帝国主義」国家であるという評価は妥当だとしたうえで、そのことを単純に「悪」だとみなす考え方に疑義を呈している。

国際関係に善悪といふ道德概念を混入せしむることは不合理である。そこには唯利害の外何物もない。利害判断に立脚した国家の行為がその生存上の最小要求に即したものである限り、それは所謂国際正義に悖らぬものとして容認せらるべきである¹⁶³⁾。

ただし問題になるのは、日本の既得権が「生存上の最小要求」に即したものであるかどうかであり、前述したように橘は「純経済的」な権利以外はそれに即していない、日清・日露戦争によって「何万の骨を曝し何億の金を使つて得た特殊地位だと云ふ議論もあるが、それは愚痴であつて他人様には通用しない」のだ、¹⁶⁴⁾と切り切っている。日本の国民感情よりも、台頭する中国ナショナリズムへの理解を深め、不要な権益を返還することによって得られる大局的な利益を優先する、これが「満洲問題」、そしてそれと直結する「支那問題」の解決に必要な視点だというわけである。

そして、同じ年の年末には、このような真の国家的利益を見極めることを前提として、次のように日本人に対して呼びかける。

我れへ外国人たるものは支那人の国家改造の希望を阻止する様な行動があつてはならないばかりでなく、又その主義及方法に関しても原則としては彼等の自らえらむ処に一任して、自国の重大利益に不条理なる迫

162) 同、44頁。

163) 同、51～52頁。

164) 同、52頁。

害の加はらぬ限り絶対に干渉すべきでないばかりでなく、独断的に改造論者の誠意を否定し之れに嘲罵を加ふる如き軽佻なる言動を慎まねばならない。¹⁶⁵⁾

橘は、中国ナショナリズムの高揚、及び北伐の進展に伴い、中国の変革には外国の支援ないし介入が必要だという考えからは明らかに転換した。少なくとも自発的な革命の動きに対して好意的に対応すること、それ以上の無用な干渉は回避すること、これが日本のとるべき中国政策だと位置づけたのである。

4 統一中国の成立と国民革命への不満——「方向転換」へ

しかし、先に触れた蒋介石の上海クーデタを境に、国民党右派と共産党・国民党左派の分裂、さらには国民党左派と共産党の対立という状況を経て、国民革命の主導権は蒋介石が握ることとなった。そして1928年6月、北京から根拠地の満洲へと撤退する張作霖が関東軍の河本大作によって爆殺され、同月には蒋介石が北伐を完了、同年末には張作霖の息子の張学良が国民政府への帰順を表明（いわゆる「易幟」）、国民政府による中国全土の統一が実現することとなった。もっとも、蒋介石に反対する勢力は根強く、その後もしばらくは内乱状態が継続していくことも、よく知られるとおりである。

このような情勢に対し、橘はどのような考えを持っていたか。まず何よりも、北伐の完了によって、長きにわたり彼が望んでいた中国の国家としての「統一」が実現した——それはもちろん「満洲」も含む——と認識したこと

165) 「支那改造と日本——蒋介石氏の東京声明を読み、『満蒙』第8年第12号（1927年12月）所収、29頁。なお、「在満邦人の支那及満洲論策批判」では、「鉄面（＝冷静な人間の意）は自国の利益を基準として放任もすれば干渉もする。……相当遠見の利く鉄面外交家なら安んじて之にまかせてよからうと思ふ」と記してはいるが（44頁）、この「干渉」も、「強制的に」中国を誘導すべきという方向性ではなく、革命という流れを助長させることが「自国の利益」であるという発想に基づく限りにおいて可能だ、ということの意味していると考えてよいだろう。

をあげておく。この認識が、満洲事変の直前に至るまで一貫していたことを以下に示しておこう。

種々なる先入観に捉はれた人が満洲の特殊性を誇張したがることは必ずしも無理でないが、併し満洲が法律的にも实际的にも支那の領域であり、支那民族の郷土であると云ふ客観的事実に疑を挿む余地は無い。……国民党の努力によりて軍閥の主力が克復せられ、曲りなりにも近世国家、換言すれば資本家階級国家が建設された今日となつて見れば、善隣たる第三国は進んで新国家の統一を援助し、新興国民の民族主義的渴望を一日も早く充たしてやることが其義務であり、同時の其利益でもある。¹⁶⁶⁾

眼前の支那、即ち所謂国民政府に統治さる支那が果して近世国家たる完全の資格を備へて居るか否かは勿論議論の存するところであらうが、私は何の躊躇もなく、昨年夏の所謂北伐完成以後の支那を以て、統一的近世国家と認めるものである。¹⁶⁷⁾

支那の進歩を率直に求めることを拒んで居た列国、殊に日本の保守主義者達も、今日では最早支那が近世国家即ち資本家的統一国家の階段まで到達したことを否定しはすまい。¹⁶⁸⁾

しかし、このような統一国家の成立という現実を前提としつつ、その内実については、橘はむしろ強い失望感を持つようになる。橘は蒋介石が真に革

166) 「最近の日支関係——近世国家成立の認識」、『協和』第2巻第20号(1928年10月)所収、4頁。

167) 「日支関係考察の方法及態度」、『協和』第3巻第14号(1929年11月)所収、7頁。

168) 「南京政権の行路難——特に反日運動の限界について」、『満洲評論』第1巻第3号(1931年9月)所収、2頁。本号の刊行は「9月12日」付である。

命を主導すべき中産階級や無産階級と乖離して、資本家及び地主階級と結びつくことによって軍閥化したと批判する¹⁶⁹⁾が、これに対抗すべき共産党も無謀な急進化のもとに多くの被害を民衆にもたらしたと非難¹⁷⁰⁾し、さらに無産階級との連携という方向性のもとに国共合作を推進した孫文の革命路線の正統な継承者とみなしていた国民党左派（及びその中核たる「改組派」）に対しても、実際にはその政治的・軍事的な無力さに加え、蒋介石に対抗できる軍閥勢力、具体的に言えば閻錫山、馮玉祥、李宗仁らとの提携に奔走した結果、「実力を民衆の信頼に求めることを忘れて専ら権力の獲得に憂き身をやつしつゝある」状況に陥ったとし、「吾人は改組派に対してもはや多くを期待することが出来ない」と断じる¹⁷¹⁾。橋は、北伐後の軍閥戦争を終わらせる政治勢力として現実的に考えるのは、「今のところ資本家階級即ち右翼国民党、及小資産階級即ち左翼国民党の二つしかない」¹⁷²⁾と、当座は右派の蒋介石と左派の汪兆銘の連携による事態の収拾しか道はないと予測していたが、1930年の中原大戦（蒋介石・張学良の連携によって反蒋介石派が敗北）、そして翌年5月の反蒋介石派による広州政府の樹立など、両者の対立はますます深まるばかりであった。中西勝彦が述べるように、橋は「中国を軍閥時代から脱却させるべき任務を負っている蔣政権及び左派である改組派の両勢力が互に足をひっぱりあい、軍閥時代の脱却どころか以前にもまして軍閥時代を再現させているかのように思われたこと」¹⁷³⁾に、激しく落胆したのである。

169) 蒋介石について、橋は「事実在於彼れ（＝蒋介石）は軍閥首領であり、資本家階級の政治的代弁者であると同時に……地主階級の利益の擁護者でもある。換言すれば彼れはナポレオンの軍閥であると同時に、袁世凱の軍閥でもある」と評している。「支那に於ける軍閥戦争の展望」、『満蒙』第10年第12号（1929年12月）所収、9頁。

170) 橋は一切の土地の無償没収・一切の私有土地の公有化という急進的な主張へと転換した「共産党員の左傾は、其結果が余りにも悲惨であり、殊に彼等の巻き添へを喰った農民に就て云へば惨酷極まる結果を生んだ」と述べている。「中国共産党の退却」（連載二回目）、『満蒙』第9年第11号（1928年11月）所収、20頁。

171) 「永久飢饉論」（1930年2月、『上海日報』に連載）、橋『支那社会研究』（日本評論社、1936年）所収、105頁。

172) 前掲「支那に於ける軍閥戦争の展望」27頁。

それでも、橘は中国の内発的な変革を諦めたわけではなかった。国民党右派による国家統一の過程で、まずは大都市の資本家階級を軸とした「ブルジョア民主主義国家」が成立して統一と平和が回復され、一定の改革が行われる。ただしそれだけでは農民の利益が十分には達成されないため、資本主義に失望した農民が社会主義的政治勢力に結び付く。そのなかで国民党左派に一定の役割を果たしていくことも可能なのではないか。——これが橘の立てた見通しであった。¹⁷⁴⁾ここでは日本など外部からの干渉、ないし介入は想定されていない。

さらに、満洲事変直前の論説でも、中国ナショナリズムの台頭や統一中国の政治的・経済的發展の可能性を過大に意識し、日本は満洲から撤退するかどうかの瀬戸際にある、あるいは今や満蒙が「交戦直前」の状態にある、という論調が日本側にみられることに対し、実際には国民政府はいまだに弱体であり、旧軍閥の影響力を無視できない上に共産勢力との対峙という問題もある以上、日本との無用な軋轢を生むことは政権の安定を崩しかねない、ゆえに好むと好まざるとにかかわらず、排日運動には「狭く且つ嚴重な限界」を設けるため、これを深刻にとらえる必要はない、と述べている。¹⁷⁵⁾これらの文章からは、中国革命の現状には不満を持ちつつも、当面は静観するほかない、という橘の態度がうかがえるのである。

1920年代後半の橘は、5・30事件を受け、中国人のナショナリズムについて、それまで以上にその高まりを認識したことは間違いない。彼はそれ以前においても、特に中産階級におけるナショナリズムの高揚を認めてはいたものの、それをただちに中国の社会革命へと結びつけるにはまだ実力が足らな

173) 中西清彦「中国国民革命の展開と橘樸(二・完)——『方向転換』前の思想の変容」、『大阪市立大学法学雑誌』第30巻第2号(1984年1月)所収、210~211頁。

174) 前掲「永久飢饉論」100~107頁を参照。

175) 前掲「南京政権の行路難」2~7頁を参照。

い、ゆえに西洋諸国や日本による外部からの刺激が一定程度必要だという考えを持っていた。しかし、もはやそのような干渉を中国側が唯々諾々と受け入れることはないと認知した橋は、日本の果たすべき役割を中国への「対等主義」の実践に求めた。その根幹は日本が有する政治・軍事面を中心とした権益の放棄と、不平等条約の改正に応じることであり、これに踏み込むことによって、日本は中国からの信頼を得られるだけでなく、西洋＝白人に圧迫される「有色人種」からの共感をも得られる、ひいてはそれが日本にとって大きな利益になる、と考えたのである。もっとも、「明確なる受取人」が中国に現れることを求めたように、日本の譲歩は無条件ではありえない。とはいえ、日本は中国における革命の進展に対して好意的な態度を採り、無用な干渉を排するべきである、というスタンスは揺らぐことはなかった。

しかし、北伐の完了によって「統一」政府が成立したのちも内紛に明け暮れる中国の革命勢力の実情は、橋を失望させるものであった。さらに「革命外交」への違和感は、日本が満州の権益を返還しようとしても、信頼できる「明確なる受取人」が現在の中国には存在しないではないか、という印象を橋に与えた。それでも静観を余儀なくされる状況の中で、1931年9月18日、満洲事変が勃発する。これこそが橋の生涯における最大の「方向転換」をもたらす。彼は統一中国に対する期待をとりあえず放棄し、日本が権益を譲渡することができる「明確なる受取人」にふさわしい、新国家「満洲国」の育成にかかわっていくことになるのである。

四 おわりに——「方向転換」後の「変説」と「継続」

以上、1920年代の橋の議論について、当時の中国情勢、とりわけ彼が望んだ「革命」の理想像や、「統一」された中国のイメージ、そして中国革命に対する日本の関与のあり方についての主張をとりあげてきた。彼が1920年代において一貫して主張していたことは、「統一」された中国こそが望ましい、しかし特定の有力者に依存する形での「統一」は真の「統一」ではない、中

国は被支配階級による革命を通じて近代国家になりうる、そして日本はこれらをふまえた上で、中国革命に対して好意的な態度を採るべきである、という諸点であった。

そしてこの日本の中国問題へのかかわりについて、1920年代前半は革命の主軸たる中産階級の実力不足を前提とした積極的な介入をも否定していなかったが、後半においては中国ナショナリズムのさらなる高まりを感じ取り、無用な干渉を回避し、権益の多くに関してこれを放棄すべきという主張へと移行していったが、しかし「明確なる受取人」としての「統一」中国の成立と、「合法的な手続き」による特権の返還という一線は引いていた。彼は国際関係において、「善悪」という道徳的な基準を否定し、あくまで国家の利害が前提となるという現実的な視点を折に触れて示していた。その観点から考えると、橘にとって、革命後の中国に対する一定の譲歩は日本にとって不可欠ではあるが、しかし日本の利益を度外視した形での譲歩は、かえって日中関係に禍根を残すものと映ったのである。とはいえ、現実の日本政府が行う対中政策に、橘が強い不満を持っていたことは明らかであり、その点が当時の政党内閣に対する不信感の一因となっていたと推測できる。¹⁷⁶⁾

ところで、日中関係に関する橘の主張の中で注目したいのは、「対立が相互理解を生む」という発想が垣間見えることである。その典型的なものは、排日運動に直面する日本人居留民を保護するために海軍を派遣すべきであるという1920年代前半の論説であるが、この行動が中国の民衆から一時的に不満を買うことを覚悟しつつも、日本の意図が軍閥政権の統治能力を否定して革命運動を支援することに置かれるならば結局は中国人にとっても利益になる、という橘の主張は、かなり楽観的であると言ってよい。1920年代後半には、そのような直接的な干渉論を説くことはなかったが、しかし「対立が相互理解を生む」という考え方そのものは、たびたび示されている。

176) 橘は満洲事変当時の日本が「資本家政党の覇権」下であり、一般国民がその「独裁及び搾取」のもとにある、と解釈していた。前掲「私の方向転換」32頁。

日本国民が他の帝国主義者即ちあらゆる欧米列強に先だつて支那国家及民族に対する差別観の非を覺りつゝある事は、偏見にとらはれぬ限り支那の改造運動者達にも大体認識される程度に顕著な事実となつて居る……彼我両国の間に横はる条約上の不对等關係を抹殺し終る迄には尚多くの忍耐を要するであらうが、此の事業の前提条件たる国民相互間の精神的対等關係は大正八年に起つた有力な排日運動以来急速に發達しつゝ今日に至つて居る。之れは争鬪が当事者間の相互諒解を促進すると云ふ社会關係原則の一著例である¹⁷⁷⁾と云へよう。

支那事變が兩國國民の相互理解に關し、過去千数百年の稀薄な接觸が果し得なかつたところのものを、僅か五年間に成し遂げやうとして居る……これによつて日清戦争以来支那民族に対して抱いて来たところの、何等の根柢なき（日本人の）偏見は、今や速やかに消滅しつゝある¹⁷⁸⁾。

前者は国民革命の時期、後者は日中戦争が長期化して久しい時期のものである。対立や戦争を通じて日中兩國間の相互理解が深まっている、と繰り返される橋の言葉は、実際には対立や戦争があつても相互理解が成り立ちえなかつたことを浮き彫りにしているのではなからうか。5・4運動などの排日運動の高揚に直面して、日本人は中国人に対する「差別」意識を反省したか。しなかつたからこそ対立は継続し、満洲事變を経て日中戦争へと至ることになったのではないか。日中戦争の長期化によって、日本人は中国人に対する「偏見」を払拭できたか。少なくとも橋が生きている間に、そのような意識の轉換が日本人の多数にみられたとは言い難いだろう。むろん、橋はそのことに無自覚であつたとは思えない。現実の対立をいかに「善用」する

177) 前掲「支那改造と日本」28頁。

178) 「民族的生活の改造（三・完）」、『満洲評論』第20巻第23号（1941年6月）所収、13頁。

¹⁷⁹⁾か、それが橘の論説の意図であったのは間違いない。彼が一貫して日本人の中国人に対する差別や偏見を糾弾し、相互理解を深めることに努力したこともまた疑いないことである。だが、満洲事変からわずか数か月後に、以下のような形で満洲における独立国家の必要性を強調したことで、橘が自身の立ち位置を「中国」から遠ざけたことは否定できないだろう。

いかにも支那民族の粘着力は強い。併しそれは民族意識に根ざすものであつて、所謂国家なる観念とは全く何等の關係なきものである。否、彼等は旧時の専制国家即ち皇帝又は軍閥首領を頂点とするところの統制機構に対しては、背中を向けつゝ生活してきた。そして東北四省の民衆は、極く小数なる若いインテリゲンツイヤ群を除いては、近世国家即ち資本主義的民族国家の何者であるかを未だ理解しない。¹⁸⁰⁾

中国人の国家意識の広がりに対する橘の「変説」の原因を、北伐後の中国の実情に対する失望の深さに見出すことはもちろん不当ではない。しかし満洲事変以前——しかもそのわずか数日前に公にした文章で、現在の中華民国が統一された「近世国家」（近代国家）であることを日本の保守主義者も認めざるを得ないだろう、と語っていたことを想起すれば、これはやはり満洲事変という新たな現実¹⁸¹⁾に即した形での「変説」だと考えざるを得ない。橘の理想実現にはなお遼遠な状況にある「近世国家」中国に見切りをつけ、自らの足場を新たに「満洲」に築かれるべき「分権的自治国家」に置く、それが

179) 橘は上記の「民族的生活の改造（三）」で、支那事変を「善用」することで日本人の偏狭な「島国根性」にとどめを刺すことができると語っている。同上。

180) 「回顧と展望——浪高かるべき昭和七年を迎へて」、『満洲評論』第2巻第1号（1932年1月）所収、6頁。

181) たとえば野村浩一は、「ここ（=上記の「回顧と展望」の一節）に示されるものこそは、『国家意識の覚醒』『近世国家の創出』という、かつての期待に対する橘の深い失望が、一八〇度反転した形をとってあらわれたその姿ではないのであろうか」と述べている。野村、前掲「橘僕」265頁。

橋の「方向転換」であった。

この「分権的自治国家」は、満洲に居住する各民族社会の「伝統的自治」——家族、部落、ギルド、農会、各種の互助団体など——を基盤とし、町村・県・省・国にそれぞれ設置される議会へと結びついていくというものであり、¹⁸²⁾「中国社会の基底をなす農民自治から職能団体の自治へ、そこから更に自治の完成態としての国家へと、各種自治団体の重疊的組織として」描かれている。¹⁸³⁾この点をふまえ、橋の構想が中国社会の「自治」を軸にした国家形成を説いた「初期橋の関心に胚胎していたもの」である、という酒井哲哉の指摘は、¹⁸⁴⁾的を射たものである。

もっとも、満洲に居住する各民族の「自治」のあり方について、橋がそれぞれの独自性を考慮した形跡はうかがえない。

満洲社会の主要成分たる漢・満・蒙・鮮民族は、概ね農牧を生業とするが故に、この上に樹てらるゝ新国家が農業国家たるべきことは、疑を容るゝ余地なし。¹⁸⁵⁾

満洲国家の成員たる各民族は概ね家族制を保持し、随て家族問題に関しては大体共通のイデオロギーを有するも、家族組織の規模及び内容に至りては各民族及び各階級に従つて千差万別なり。新国家は家族そのものを尊重するも、¹⁸⁶⁾其組織内容に対しては一切干与することなし。

182) 「満洲新国家建国大綱私案」、『満洲評論』第2巻第1号所収、30頁。なお、この試案は1931年12月10日に作成したことが明記されている。

183) 酒井、前掲「アナキズム的想像力と国際秩序」178～179頁。

184) 同、178頁。

185) 前掲「満洲新国家建国大綱私案」28頁。なお、野村浩一はこの記述に続けて橋が「満洲はその国民多数の福祉及び日本との特殊関係に鑑みて、永久的農業国家たるべき運命を有す」と記していることに対し、「『工業日本・農業中国』という一つの前提的構図が厳然として存在している」とし、「工業日本」による「満洲国」収奪の可能性を阻止できる保証があるのか、と疑問を投げかけている。野村、前掲「橋樸」272頁。

186) 前掲「満洲新国家建国大綱私案」32頁。

この文言からは、満洲に居住する各民族の中で、最大多数を占める漢族と、その他の民族の間に特段の区別をつけず、その共通性を強調していることがわかる。「社会革命」が実現すれば、「民族問題」は解決する、という考え方は、「満洲国」の建設過程においても継承されたのである。

さらにいえば、橋は満洲国において「王道」という理念を強調するが、これについて橋は満洲に居住する漢族の支持を取り付けるために持ち出したものであったと、事変から十年後の座談会で語っている。

石原(莞爾)中佐は、王道つて一体なんだい、胡麻化しやコケおどしは駄目だといふのです。胡麻化しではない。王道といふものは、かういふもので、支那人は直ぐ納得するものだ。便利でいゝ、便利でいゝばかりでなく、理論的にも相当な根拠のあるものだから王道で行かう、かういふ訳だ。王道もいゝが、民族の向背、この問題はどうかといふから、王道といふものを民族問題の解決に当嵌めれば結局民族協和になるだらう(と¹⁸⁷⁾言った)。

橋は「王道」を「大亜細亜主義」と結びつけて国際的な理念として打ち出す、という孫文の考え方を批判したが、一国内の理念としては「王道」の価値を認めていた。とはいえ、それがたとえばモンゴル族にも十分に受容されるものであるかという点について、彼がどこまで真剣に考えていたかはわからない。¹⁸⁸⁾結局のところ、満洲における最大多数の民族である漢族を掌握することが新国家の運命を決める以上、それに成功すれば他民族はおのずからついてくる、というのが橋の見立てではなかったか。

187) 「大陸政策十年の検討」、『満洲評論』第21巻第17号(1941年10月)所収、30~31頁。

188) なお、橋は上記の座談会で、モンゴル族は「退化した封建社会、その意味で半民族制的な専制が何等の疑問もなく行はれる社会だから、これは王侯貴族の意思の儘に動く」、そして王侯貴族も一般庶民も張学良に深い恨みを持っていたため、彼らから事変の支持を取り付けることは問題なかった、と述べている。同、29頁。、

このような方向性は、彼が満洲事変の意義として見出した「アジア解放」の論理にも該当するように思われる。彼は日本の「改造」を「第一期」とし、その後に「日本・満洲・蒙古及び支那の連合」、「南アジア諸邦の連合」、「トルキスタン以西・北部アフリカに至る全回教地方の連合」を想定¹⁸⁹⁾し、それぞれの地域において、一定の理論・組織・行動方針を有し、勤労大衆の要望をくみ取る指導的な「革命的独裁的政党」のもとに改革を実践することを説き、この「独裁政党」が一国内における「弱少数民族の待遇問題」を解決することを唱えたが、これが満洲における「王道」に基づく「民族協和」の論理に依拠するものだとすれば、それは中国独特の文化である「王道」を基盤にした「アジア主義」という、彼がかつて批判した孫文の「大亜細亜主義」と同種のものへと化すことになるのではないだろうか。

彼の思想については、「激変する政治社会の動きにつれて重点を移動させているので、彼の一時期の論文をもって固定的に彼の見解とすることは誤解をまねくこととなる」、という山本秀夫の評価をふまえ、¹⁹²⁾「激動の時代に生きていた」がゆえに、「彼の書いたものは時代に引き摺られていく面もある」、という指摘がある。¹⁹³⁾それに従えば、「アジア解放」への傾斜は、満洲事変という事態、そして日本における「汎亜細亜主義運動」の高揚という「時代」状況に応じたものである。¹⁹⁴⁾それ以前の橋には、西洋人による有色人種への差別的待遇に対する反発はあっても、具体的な「アジア解放」論はなかった。

189) 「独裁政党論(上)」、『満洲評論』第5巻第9号(1933年8月)所収、14頁。

190) 同、13頁。

191) 「独裁政党論(下)」、『満洲評論』第5巻第12号(1933年9月)所収、15～16頁を参照。

192) 山本、前掲『橋樑』123頁。

193) 何、前掲『政道と政体』206頁。

194) 後者について橋が言及しているのは、松井石根らによって1933年3月に設立された大亜細亜協会、及び同年4月に笠木良明らによって設立された大亜細亜建設協会である。「汎亜細亜主義運動の新理論(一)」、『満洲評論』第5巻第2号(1933年7月)所収、14頁を参照。この論説で橋はこれら「大亜細亜派」の主張を、東洋と西洋を対立的にとらえすぎていると批判しつつ、自身のアジア解放論を提示したのである。

あくまで中国に対する「対等主義」の実践こそが、彼にとっての「アジア解放」であり、それ以上の構想はなかった。そこからみれば、満洲事変によって橋はより広範な「アジア」に目を向けるようになった、と言えるであろう。

とはいえ、橋が新たに生み出した「アジア解放」論が、はたして真に望ましいものであったのかはわからない。彼は確かに、冒頭で紹介した子安宣邦の言葉にあるように、「日本の変革を中国の変革と、そしてアジア諸民族の変革と同時的に、あるいは連動的に考えようとする」試みを、いわゆる「方向転換」後におこなった。だが、彼がその時期にみていたものは、やはりあくまで「中国」の社会——それは言い換えれば「漢族」の社会——であり、彼はその社会において培われた諸団体の「自治」に基づく「変革」の論理を、漢族が多く居住する「満洲国」とどまらず、そのまま日本や他の「アジア」に適用しようとしたのではないか、と感じられる。もっとも、橋は1920年代における世界の趨勢として、イギリスのギルド社会主義やフランスのサンジカリストの台頭、及び日本の情勢などもふまえて「中央集権主義の下り坂を示して居る¹⁹⁵⁾」と論じており、いわば中国的な「社会革命」が「普遍的」な妥当性を有するというのは彼の持論だったとも言える。しかしそれはかつて彼が批判した、あらゆる国家が西洋や日本と同様に緊密な国家を作らねばならぬという考え方——まさにそれを西洋人や日本人の多くは「普遍的」なものとして受け止めていた——と、相似の問題性を抱えていたのではあるまいか。

いずれにせよ、満洲事変は、橋にとって「普遍的」な変革の論理を実現し得る、大きな機会を与えたものと映った。かような「方向転換」が、本当に彼が言うように「思想の一步前進」だったのか、それを軽々に判断を下すことは難しい。ただ、何鵬挙によれば、1940年代に至り、橋はあらためて中国

195) 「日本に於ける王道思想」(1925年9月)、前掲『支那思想研究』所収、516頁。

社会の発展における独自の法則を見出し、それに基づく中国国家の建設理論を説いた、ということである。¹⁹⁶⁾ 橋にとって、最後に帰るべき場所は「日本」でも「アジア」でもなく、「中国」だった、ということになるかもしれない。

196) 前掲「階級闘争と王道」の「第3節 『東洋』の可能性」(251～273頁)を参照。